



第3次山梨県食の安全・安心推進計画

令和4年3月

山梨県

(令和6年8月改訂)

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の基本的な考え方 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画期間 | 2 |
| 第2章 現状と課題 | 3 |
| 1 第2次推進計画の達成状況 | 3 |
| 2 食を取り巻く状況の変化 | 5 |
| 3 食に関する制度の変化 | 6 |
| 4 食の安全・安心に関する県民意識調査の結果 | 7 |
| 5 取り組むべき課題 | 15 |
| 第3章 計画の基本施策と展開 | 16 |
| 1 基本施策 | 16 |
| 2 重点的に取り組む施策 | 17 |
| 3 基本施策と展開 | 18 |
| 基本施策1 生産から消費の各段階における食の安全性の確保 | 18 |
| (1)生産段階における安全性の確保 | |
| (2)製造・加工・販売段階における安全性の確保 | |
| (3)消費段階における安全性の確保 | |
| (4)健康被害の未然防止 | |
| (5)適切な施策実施のための調査研究の推進 | |
| 基本施策2 消費者の信頼に応えるための正確な情報提供の推進 | 26 |
| (1)適正な食品表示の確保 | |
| (2)食の安全に関する情報の収集と提供の推進 | |
| 基本施策3 生産者、事業者と消費者の相互理解と信頼関係の確立 | 29 |
| (1)生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進 | |
| (2)消費者理解の推進 | |
| 基本施策4 食の安全・安心確保のための体制の整備 | 31 |
| (1)食の安全を担う人材の育成 | |
| (2)国や関係者と連携した取り組みの推進 | |
| 4 目標指標 | 33 |
| 第4章 計画の推進 | 34 |
| 1 推進体制 | 34 |
| 2 関係者の役割 | 34 |
| 3 進行管理 | 35 |

【参考資料】

| | |
|--------------------------|----|
| 1 山梨県食の安全・安心推進条例 | 37 |
| 2 山梨県食の安全・安心推進条例施行規則 | 45 |
| 3 食品の原産地に関する情報提供基準 | 46 |
| 4 第3次山梨県食の安全・安心推進計画の策定経過 | 48 |
| 5 山梨県食の安全・安心審議会第5期委員名簿 | 49 |
| 6 用語解説（50音順） | 50 |
| 7 食の安全・安心に関する窓口 | 56 |

【本文中の「※」は、参考資料6「用語解説（50音順）」を参照】

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、食の安全・安心の確保を図るため、平成15年9月に「やまなし食の安全・安心基本方針」を策定し、これに基づき、平成16年3月に「第1次行動計画」（平成17～18年度）を、平成18年12月には「第2次行動計画」（平成19～23年度）を策定しました。

平成24年4月に「山梨県食の安全・安心推進条例（以下、「条例」という。）」が施行され、同年9月に条例に基づき、「山梨県食の安全・安心推進計画（平成24～28年度）を、平成29年3月には「第2次山梨県食の安全・安心推進計画（平成29～令和3年度）（以下、「第2次推進計画」という。）」を策定し、関係機関と共に、総合的に施策を推進してきました。

しかしながら、全国的には腸管出血性大腸菌O157やノロウイルス等による食中毒の発生、食品の異物混入事件等、食品の安全を脅かす事件・事故は後を絶たず、県民の食の安全性や信頼性を脅かす一因となっており、より一層、食の安全・安心に取り組んでいくことが必要です。

また、SDGs の目標達成に向けた気運の高まり、持続可能な食料生産の実現、新たな食品表示制度の施行、国際標準の衛生管理手法であるHACCP（ハサップ）※に沿った衛生管理の制度化等、食の安全・安心を取り巻く状況は大きく変化しており、これらに的確に対応することが求められています。

こうした中、現行の第2次推進計画が、令和3年度で計画期間を終了することから、これまでの第2次推進計画の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、健康で安心できる県民生活の実現に向けて、食の安全・安心施策を推進するための指針となる計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、条例第7条第1項の規定に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、必要な事項について定めるものです。

本計画の策定及び推進に当たっては、関係法令や関連する県計画との整合性を図っていきます。

3 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会経済情勢の変化や食の安全・安心に関わる制度改正、計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、見直しに当たっては、広く県民の意見を反映させるものとします。

第2章 現状と課題

1 第2次推進計画の達成状況

「4.有機農業※の取り組み面積」、「7.食品表示合同調査※による食品の適正表示実施率100%の地域店舗※の割合」、「13.食育推進ボランティアの登録者数」等、R2 実績において目標を達成しており、一定の成果が見られました。しかし、「5.HACCP の普及啓発に係る講習会参加者数」や「6.食の安全・安心ポータルサイトアクセス数」は目標達成に向けた進捗が遅れている等の課題も明らかとなっています。

| 番号 | 指標項目 | 基準値 (H27) | 目標数値 (R3) | 実績値 (R2) | 進捗状況 |
|----|-----------------------------------|--------------|----------------------------|----------------------------|------|
| 1 | 食品衛生監視指導計画※に基づく標準監視回数※の達成率 | 115% | 100% | 68.9% | △*1 |
| 2 | 給食施設巡回指導の計画に基づく実施率 | — | 100% | 89.9% | ○*1 |
| 3 | GAP※（農業生産工程管理）の導入産地数 | 30 産地 | 200 者 (R4 240 者) | 182 者 | ○ |
| 4 | 有機農業の取り組み面積 | 132ha | 200ha | 210ha | ◎ |
| 5 | HACCPの普及啓発に係る講習会参加者数 | 8,335 人 | 延べ 42,000 人 (H29~33) | 延べ 25,274 人 (H29~R2) | △ |
| 6 | 食の安全・安心ポータルサイトアクセス数 | 11,079 件 | 12,000 件 | 6,978 件*2 | △ |
| 7 | 食品表示合同調査による食品の適正表示実施率100%の地域店舗の割合 | 76% | 85% | 86.6% | ◎ |
| 8 | 食品表示ウォッチャー※からの報告件数 | 4,146 件 | 4,350 件 | 6,256 件 | ◎ |

◎：目標を達成している項目 ○：順調に進捗している項目 △：進捗が遅れている項目

—：評価できない項目

*1 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導や給食施設の巡回指導については、R2 は新型コロナ感染症まん延のため、目標を達成することができませんでしたがH29~R1 は目標達成しています。

*2 食の安全・安心ポータルサイトの R2 アクセス数は、トップページ 3,194 件と自主回収ページ 3,784 件をカウントしています。

| 番号 | 指標項目 | 基準値 (H27) | 目標数値 (R3) | 実績値 (R2) | 進捗状況 |
|----|-------------------------------------|----------------------|--------------|-------------|------|
| 9 | リスクコミュニケーション※の機会への参加者数 | 705人 | 730人 | 20人 | △*3 |
| 10 | 学校給食における地場産物の使用割合（食材ベース） | 23% | 30% | — | —*4 |
| 11 | 県内店舗における原産地に関する詳細な情報提供の実施率(指定する5種類) | — | 70% | 84.2% | ◎ |
| 12 | 農薬管理指導士※・農薬適正使用アドバイザー※の有効認定者数 | 486人 (H23～27の平均値) | 500人 | 504人 | ◎ |
| 13 | 食育推進ボランティア（食生活改善推進員を除く）の登録者数 | 1,284人 | 1,400人 | 1,438人 | ◎ |

◎：目標を達成している項目 ○：順調に進捗している項目 △：進捗が遅れている項目

—：評価できない項目

*3 リスクコミュニケーションの機会への参加者数については、R2は新型コロナ感染症まん延のため、ほとんどの研修会等を開催することができず、目標を達成することができませんでしたが H29～R1 は目標達成しています。

*4 学校給食における地場産物の使用割合については、R2 年度は新型コロナ感染症まん延のため、学校給食が通常どおり提供されなかったため、調査が行われませんでした。

2 食を取り巻く状況の変化

(1) 低い食料自給率と輸入食品の増加

我が国は、自給率の高い米の消費が減少し、飼料や原料を海外に依存している畜産物や油脂類の消費が増えていることから、食料自給率※が低く、私たちは多くの食料を海外に頼っており、様々な輸入食品が流通しています。

(2) 調理食品の利用の増加

共働き世帯の増加や新型コロナウイルス感染症対策として家で過ごす時間が増える等、ライフスタイルが変化したことにより、調理食品の利用が増加する等、食生活が大きく変化してきています。

(3) 情報の氾濫

SNS 等の普及により、情報発信が簡単に行えるようになり、食に関する情報を得やすくなりました。しかし、中には信頼性の低い情報もあり、消費者が不安を抱く一因となっています。行政や食品等事業者※（以下「事業者」という。）は正しい情報を提供すること、消費者自身も正しい情報を選択する力を養うことにより、消費者と生産者、事業者が情報共有を図り、相互理解を深めていくことがこれまで以上に大切になっています。

(4) SDGs の目標達成に向けた気運の高まり

持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である SDGs の達成に向け、食品の安全性の確保、持続可能な農業のより一層の推進、食品ロス※削減の取り組み等への関心が高まっておりその推進が期待されています。

(5) 食に関する事件・事故の発生

平成 13 年に国内で初めて発生した BSE（牛海面状脳症）※や平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う食品への放射性物質汚染、平成 26 年の食品の異物混入事件、平成 28 年の産業廃棄物処理業者による廃棄食品の不正流通、食中毒の発生や不適正表示等、食の安全・安心をめぐる事件・事故が後を絶たず発生しています。

3 食に関する制度の変化

(1) 食品表示法※の完全施行と原料原産地表示基準の拡大

平成 27 年に施行された食品表示法の経過措置期間が終わり、令和 2 年 4 月に完全施行となりました。さらに、平成 29 年 9 月には食品表示基準の一部改正に伴い、原則として全ての加工食品に原料原産地の表示が義務づけられ、経過措置期間が令和 4 年 3 月で終了します。

(2) 食品衛生法※の改正

食品衛生法改正に伴い、令和 3 年 6 月に、原則として全ての事業者に国際標準の食品衛生管理手法である HACCP に沿った衛生管理が義務化されました。また、「営業許可業種」の見直しや「営業届出制度」の創設、事業者が食品の自主回収（リコール）を行う場合に、都道府県等を通じて国へ、リコール情報を報告すること等が義務づけられました。

なお、改正以前に県ホームページで公表していた山梨県食の安全・安心推進条例に基づく食品等の自主回収の報告については、法制化に伴い、令和 3 年 5 月 31 日付けて廃止しました。

(3) 遺伝子組み換え食品表示制度の改正

平成 31 年 4 月の遺伝子組み換え食品の表示制度改正に伴い、情報が正確に伝わるように遺伝子組み換え食品の表示が厳格化され、経過措置期間が令和 5 年 3 月に終了します。

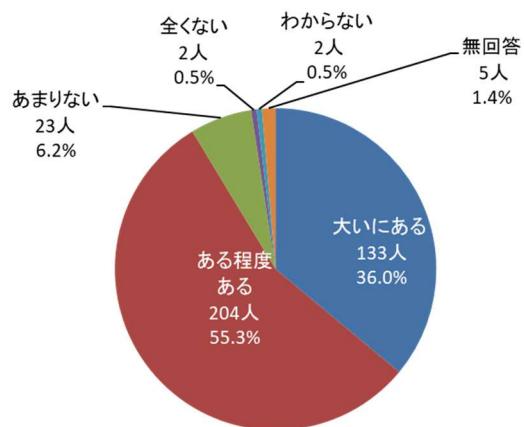
4 食の安全・安心に関する県民意識調査の結果

県民の「食の安全・安心」についての考え方を把握するため、令和3年5～6月に、県政モニターによるアンケート調査を実施しました。（回答者 369人）

（1）食品の安全性への関心度

食品の安全性について、関心が「大いにある」「ある程度ある」と答えた人は、全体の91.3%と関心の高さが伺えました（図表1）。

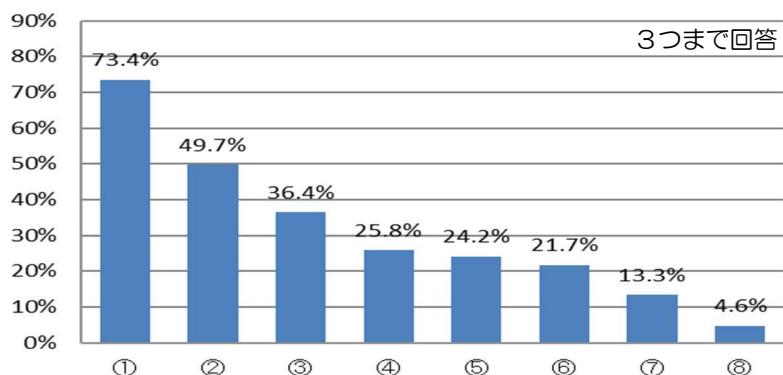
図表1 食品の安全性への関心度



（2）食品を購入する際の食品の安全性の判断基準

食品の安全性の判断で基準としていることは、「①国内で生産、製造、加工されたものであること」と答えた人が1番多く、73.4%でした。次に、「②信頼できる店舗が販売していること」が49.7%、「③消費期限や賞味期限に余裕があること」が36.4%の順でした（図表2）。

図表2 食品を購入する際の食品の安全性の判断基準

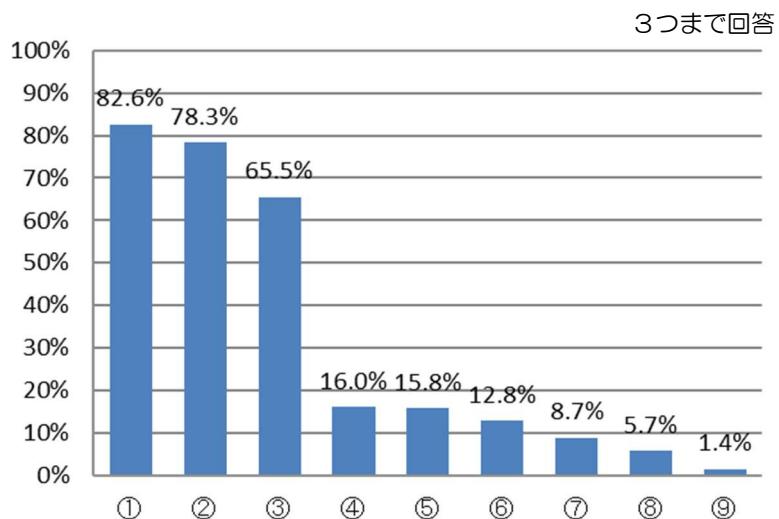


- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ① 国内で生産、製造、加工されたものであること | ② 信頼できる店舗が販売していること |
| ③ 消費期限や賞味期限に余裕があること | ④ 信頼できる生産者やメーカーであること |
| ⑤ 使用されている食品添加物※が少ないとこと | ⑥ 鮮度や色などの見た目が良いこと |
| ⑦ 生産者や生産履歴の情報が明確であること | |
| ⑧ 有機栽培など、特別な栽培方法であること | |

(3) 生鮮食品を購入する際の選択基準

生鮮食品を購入する際に選ぶ基準は、「①原産地が国内か外国か」と答えた人が1番多く、82.6%でした。次に、「②鮮度・品質（形、大きさなど）」が78.3%、「③消費期限」が65.5%の順でした（図表3）。

図表3 生鮮食品を購入する際の選択基準

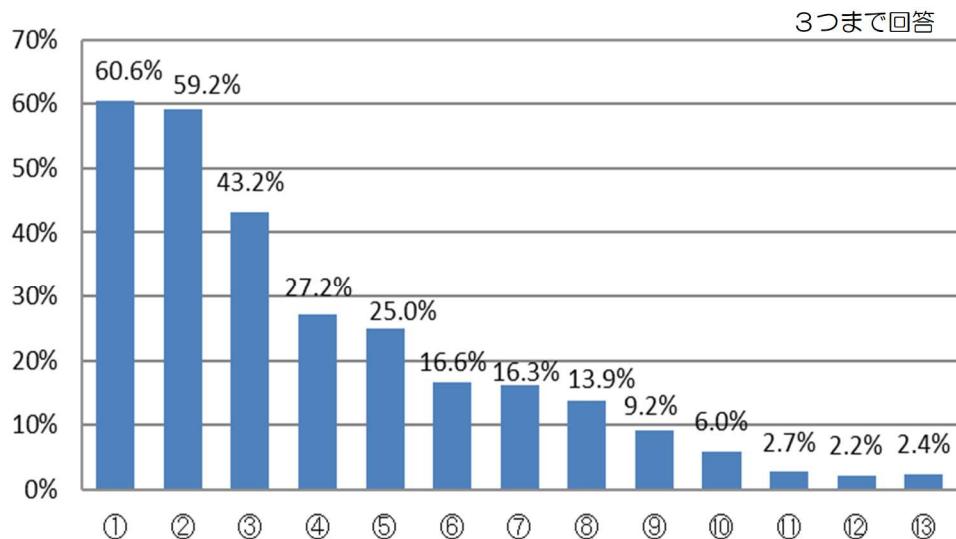


- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ① 原産地が国内か外国か | ② 鮮度・品質（形、大きさなど） |
| ③ 消費期限 | ④ 商品ブランド |
| ⑤ 栽培方法（有機栽培や減農薬栽培など） | ⑥ 山梨県産であるかどうか |
| ⑦ 水産物（魚介類や海草類など）における養殖、天然の別 | ⑧ 放射性物質※検査の有無 |
| ⑨ その他 | |

(4) 惣菜、加工品を購入する際の選択基準

惣菜や加工食品を購入する際に選ぶ基準については、「①消費期限や賞味期限」を選ぶ人が1番多く、60.6%でした。次に、「②原産国（製造した国）が日本か外国か」が59.2%、「③原材料が国産か外国産か」が43.2%の順でした（図表4）。

図表4 惣菜、加工品を購入する際の選択基準

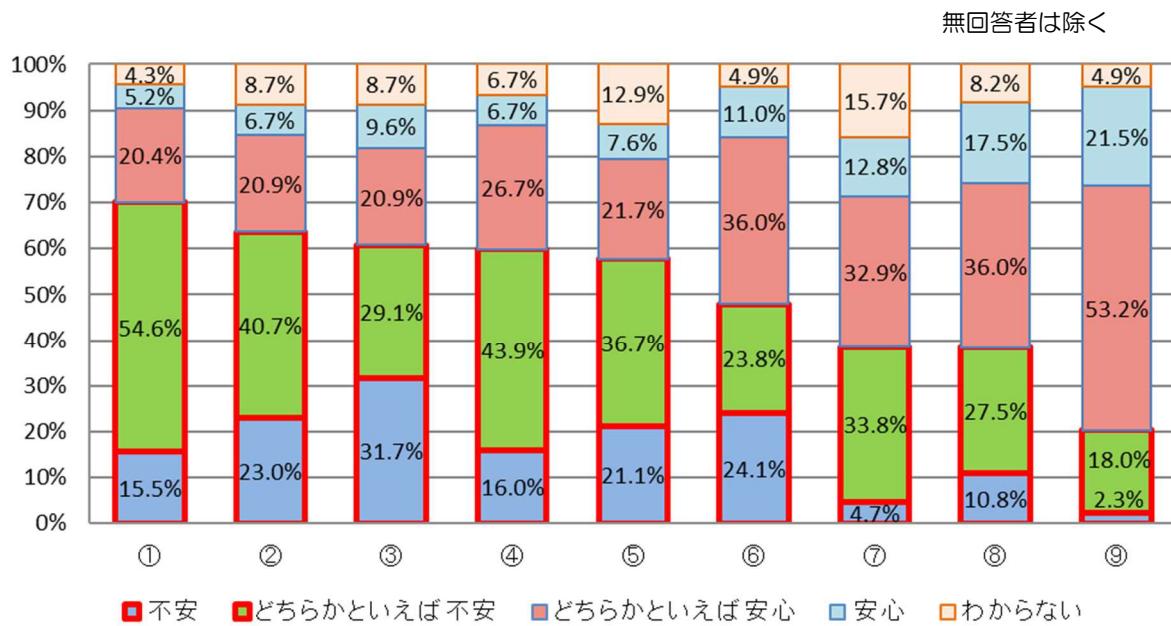


- | | |
|------------------|---------------------|
| ① 消費期限や賞味期限 | ② 原産国（製造した国）が日本か外国か |
| ③ 原材料が国産か外国産か | ④ 信頼されるメーカー・生産者 |
| ⑤ 食品添加物の使用の有無、種類 | ⑥ 遺伝子組換え食品の使用の有無 |
| ⑦ 原材料の種類 | ⑧ 熱量（カロリー）や栄養成分 |
| ⑨ 山梨県内の製造であるかどうか | ⑩ 減塩商品かどうか |
| ⑪ 栽培方法（有機栽培など） | ⑫ アレルギー物質の有無 |
| ⑬ その他 | |

(5) 食品の安心度

9つの項目の安心度について、「不安」「どちらかといえば不安」と答えた人の割合は、「①輸入食品」が1番多く、70.1%でした。次に、「②残留農薬※」が63.7%、「③放射性物質」が60.8%、「④食品添加物」が59.9%の順でした（図表5）。

図表5 食品の安心度

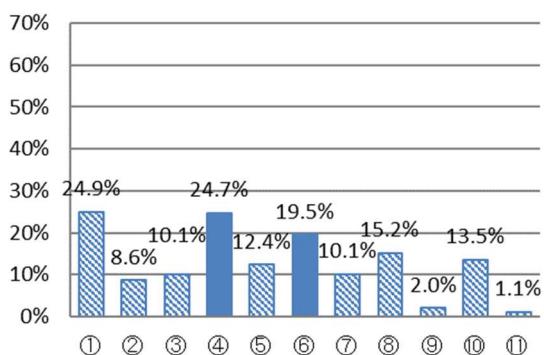


- | | | | |
|-----------|-------|-----------|----------------------|
| ①輸入食品 | ②残留農薬 | ③放射性物質 | ④着色料・甘味料・保存料などの食品添加物 |
| ⑤遺伝子組換え食品 | ⑥食中毒 | ⑦いわゆる健康食品 | ⑧食品中のアレルギー物質 |
| ⑨食品の表示 | | | |

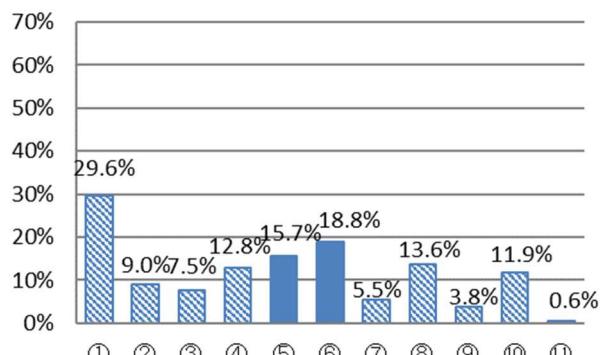
安心度が低い主な理由は、『①輸入食品』は、「④法令遵守や衛生管理に対する姿勢が不十分」(24.7%)と「⑥自分の知識不足」(19.5%)が多くなっています。また、『②残留農薬』と『③放射性物質』、『④食品添加物』については、「⑥自分の知識不足」という理由が1番多く、次に「⑤安全性の裏付けに不安」でした（図表6）。

図表6 安心度が低い主な理由

【輸入食品】

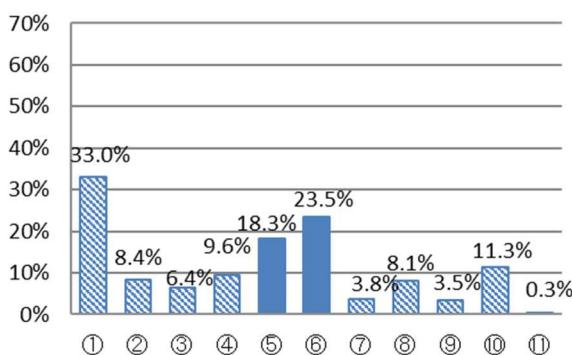


【残留農薬】

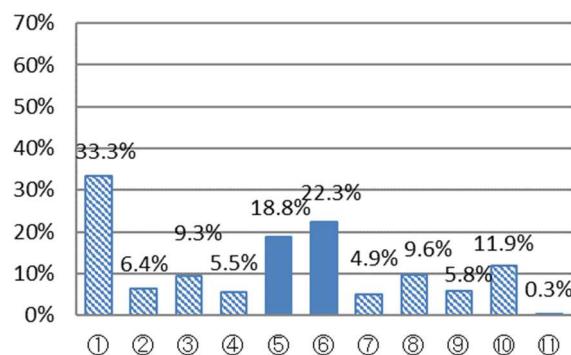


2つまで回答

【放射性物質】



【食品添加物】

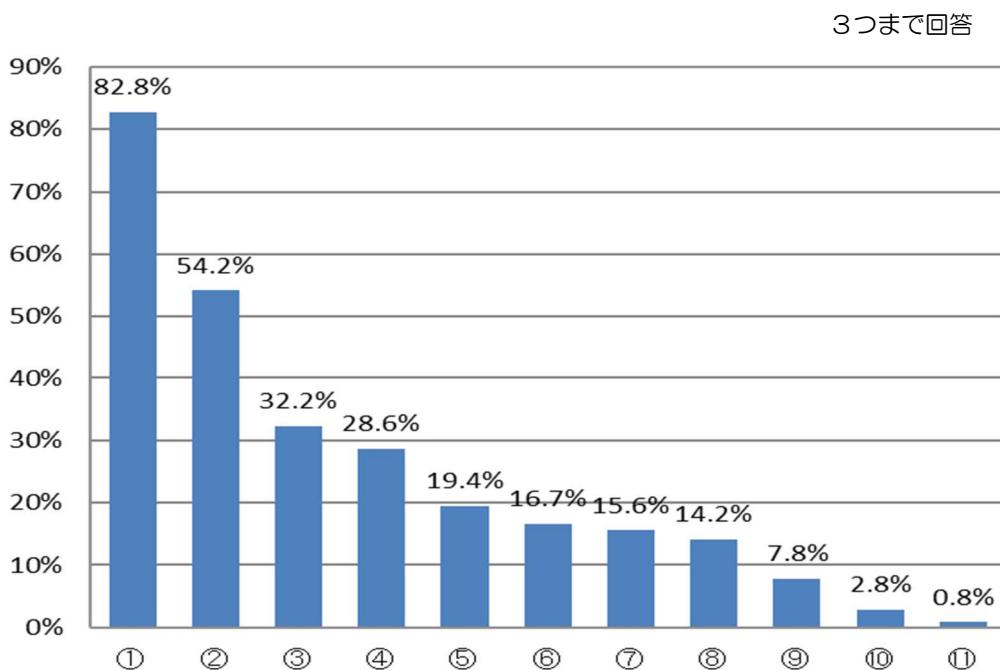


- ① 不安はない（安心度で、「安心」「どちらかといえば安心」「わからない」を選んだ方）
- ② 法律などの規制や法律に基づく基準が不十分だから
- ③ 行政の検査や監督指導が不十分だから
- ④ 生産者、事業者の法令遵守や衛生管理に対する姿勢が不十分だから
- ⑤ 安全性に関する科学的な裏付けに対して不安があるから
- ⑥ 安全性に関する自分の知識があまりないから
- ⑦ 安全性に関する事件・事故が発生しているから
- ⑧ 事業者からの安全性に関する情報が十分でないから
- ⑨ わからない
- ⑩ なんとなく不安
- ⑪ その他

(6) 食の安全・安心を進めるために、消費者が行うべきこと

食の安全・安心を進めるために消費者が行うべきこととして、「①食の安全・安心に関心を持ち、知識を得るように努める」が1番多く、82.8%でした。次に、「②食品を選択するとき産地や価格、見た目だけでなく、食品の安全性も考慮」が、54.2%でした（図表7）。

図表7 食の安全・安心を進めるために、消費者が行うべきこと

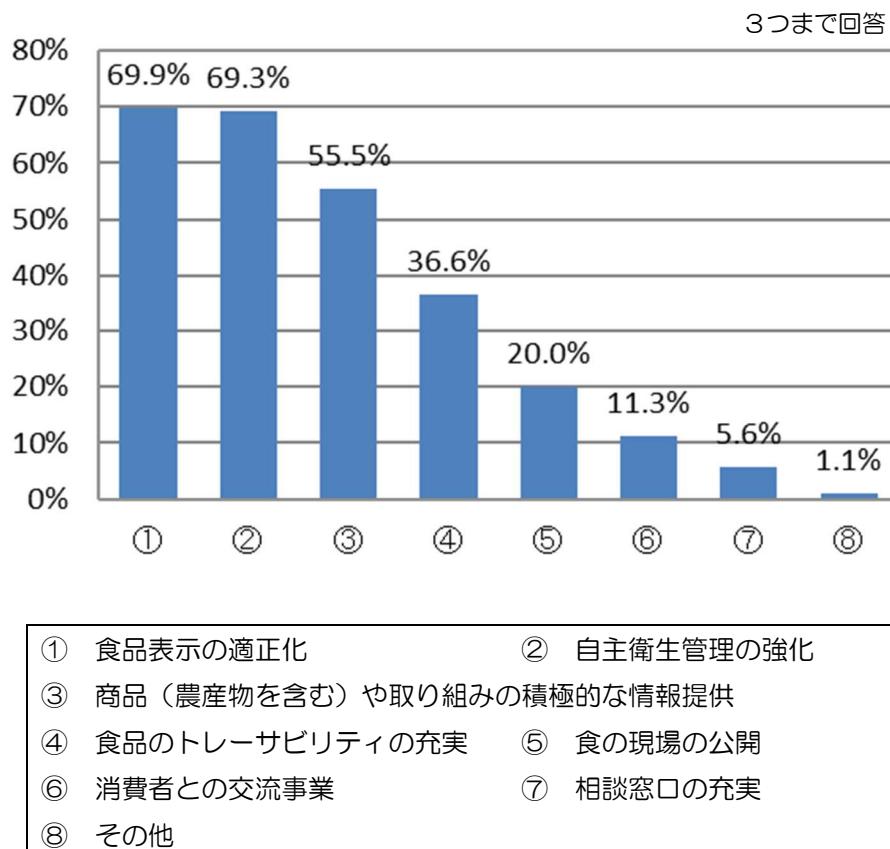


- ① 食の安全・安心に関心を持ち、知識を得るように努める
- ② 食品を選択するとき産地や価格、見た目だけでなく、食品の安全性も考慮
- ③ 食の安全・安心に積極的に取り組んでいる事業者・生産者から商品を購入する
- ④ 環境に負荷を与えない商品の選択など、環境への影響を考えた消費行動に努める
- ⑤ 安全性の高いものは、価格が高くても購入する
- ⑥ 食育に積極的に取り組む
- ⑦ 県産食品を優先して購入する
- ⑧ 有機農産物について、もっとよく知る
- ⑨ 生産者・事業者との交流・話し合いの場に参加する
- ⑩ 講演会、意見交換会などに参加する
- ⑪ その他

(7) 事業者が行うべき取り組み

食の安全・安心を進めるために事業者が行うべきこととして、「①食品表示の適正化」が69.9%、「②自主衛生管理の強化」が69.3%でした。次に、「③商品（農産物を含む）や取り組みの積極的な情報提供」が55.5%でした（図表8）。

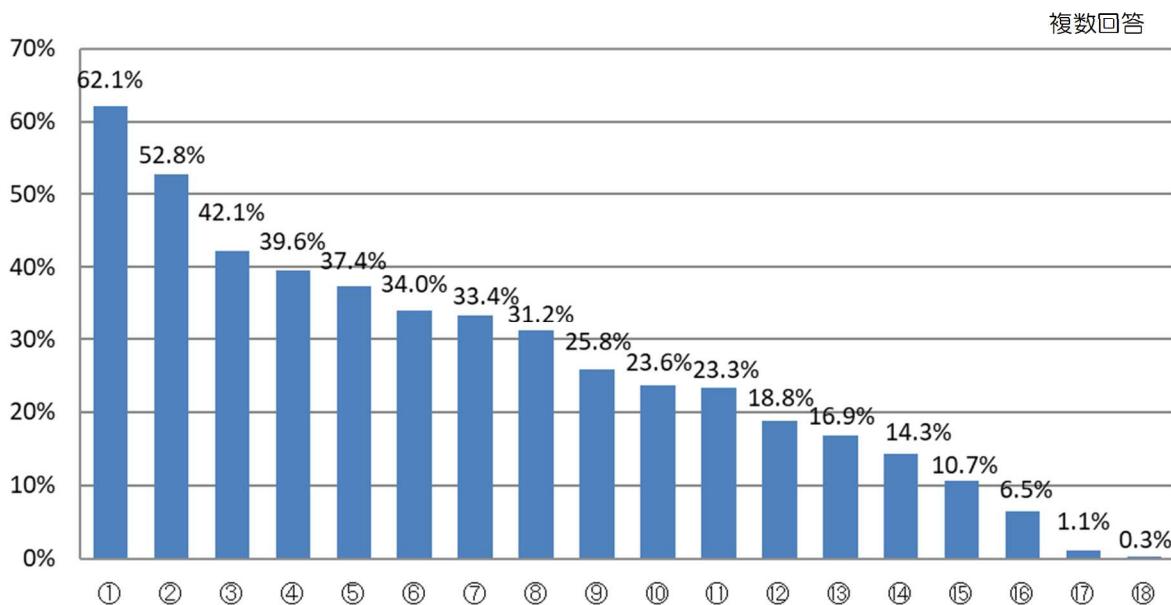
図表8 事業者が行うべき取り組み



(8) 県が強化すべき取り組み

食品の安全性をより確保するために、県が強化すべき取り組みについては、「①食品表示の適正化」が62.1%、「②輸入食品を含めた流通食品に対する監視指導」が52.8%と多くなっています。次に、「③食品事業者などの自主的衛生管理の取り組み支援」が42.1%、「④残留農薬対応」が39.6%の順でした（図表9）。

図表9 県が強化すべき取り組み



- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| ① 食品表示の適正化 | ② 輸入食品を含めた流通食品に対する監視指導 |
| ③ 食品事業者などの自主的衛生管理の取り組み支援 | ⑤ 情報提供の充実 |
| ④ 残留農薬対応 | ⑦ O157、ノロウイルスなどの食中毒対応 |
| ⑥ 食育や地産地消の推進 | ⑨ 食品事業者や消費者への普及啓発 |
| ⑧ 食品検査体制の充実 | ⑪ 食品中の放射性物質対策 |
| ⑩ 遺伝子組換え食品対策 | ⑬ 食の安全に関する啓発イベントなどの充実 |
| ⑫ 環境保全型農業や有機農業の推進 | ⑭ いわゆる「健康食品」対策 |
| ⑯ 意見交換会の開催などリスクコミュニケーションの充実 | ⑮ 特にない |
| ⑰ 特にない | ⑱ その他 |

5 取り組むべき課題

食に対する消費者の信頼を揺るがす事件・事故が発生している状況に加え、「県政モニターアンケート」では食品に対する安全性に不安を覚える人も多く、「食品表示の適正化」や「輸入食品を含めた流通食品に対する監視指導」を強化すべきと回答している人が多くなっています。そのため、県民の不安を払拭し、食の安全・安心を確保するために、引き続き、生産者や事業者に対する監視や指導に取り組んでいくことが必要です。

また、第2次推進計画の評価や食を取り巻く状況、制度の変化を踏まえ、重点的に取り組むべき課題を次のとおりとします。

(1) 食料自給率の向上やSDGsの目標達成に貢献する観点からも、将来にわたり持続可能な食料生産を実現することが求められています。

これまで以上に、環境と調和した農業生産活動等を推進し、環境に配慮していくことが必要です。

(2) 食品衛生法の改正に伴い、原則として全ての事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務づけられました。「県政モニターアンケート」でも事業者が行うべきこととして、「自主衛生管理の強化」を7割近い人が挙げており、消費者からもその取り組みが求められています。

食品の製造、加工等における衛生管理が的確に行われ、安全な食品を消費者へ提供できるよう、全ての事業者の円滑なHACCP導入を支援していくことが必要です。

(3) 食品表示は、消費者が食品を購入するときにその食品の内容や安全性、取り扱いを正しく理解し、選択するための情報源であり、食品に関する情報が正確に伝わるよう適正な表示が確保されている必要があります。「県政モニターアンケート」でも、県が強化すべき取り組みとして、「食品表示の適正化」が一番に求められており、正確な食品表示を望む声が多いことがわかります。

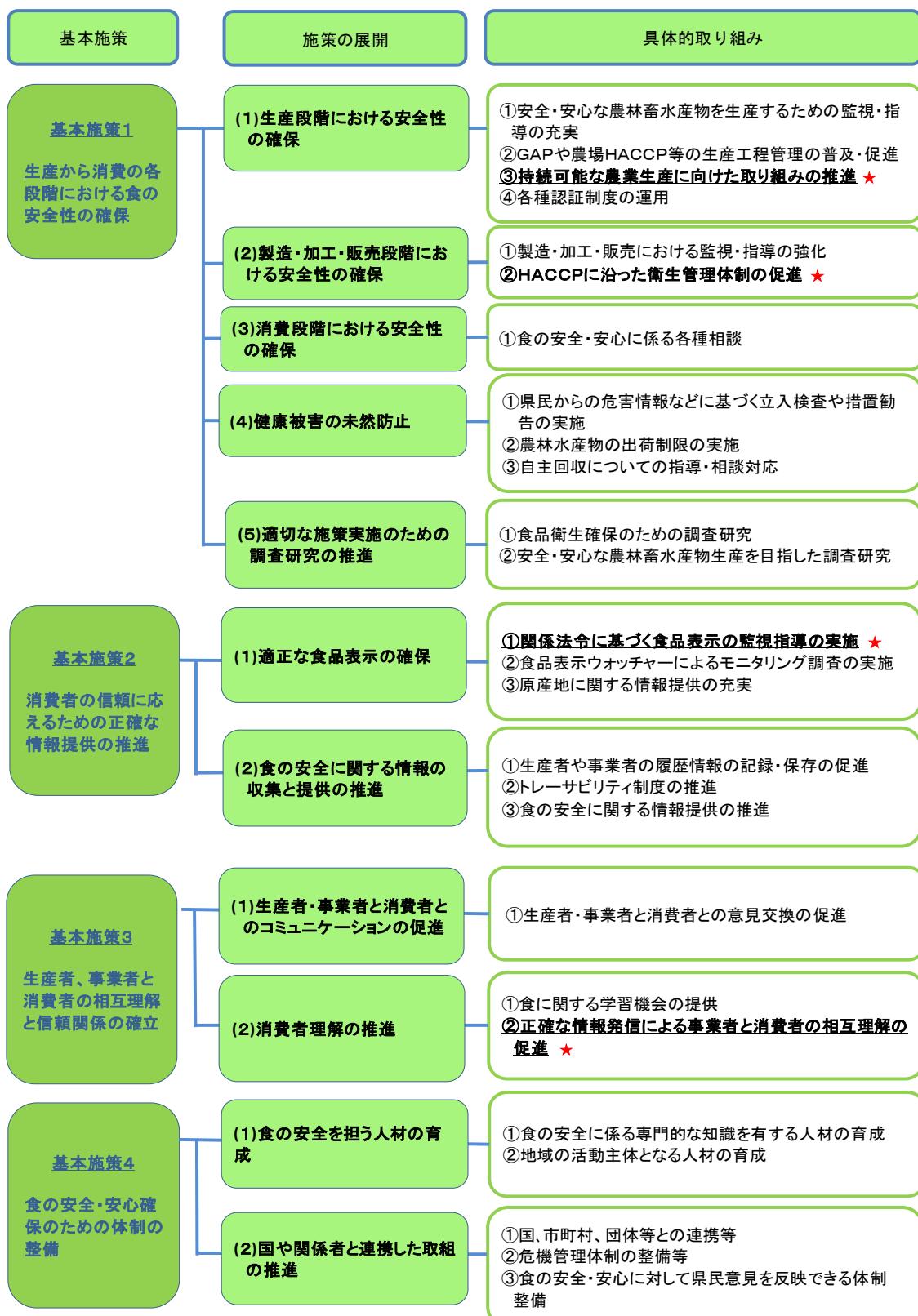
消費者が安心して食品を購入することができるよう、食品表示法改正を踏まえ、正しい表示が行われるよう取り組むことが必要です。

(4) 消費者が食に対する安心感を得られるよう、食を提供する事業者についても消費者に理解してもらい互いの信頼関係を構築していくことが必要です。「県政モニターアンケート」でも、事業者が行うべきこととして、「商品（農産物を含む）や取り組みの積極的な情報提供」を半数の人が挙げており、消費者の多くは事業者が正確な情報を発信することを望んでいます。

消費者に対する事業者の積極的な情報発信を促し、相互理解を深めていくことが、より一層重要です。

第3章 計画の基本施策と展開

1 基本施策



★は重点的に取り組む事項

2 重点的に取り組む施策

重点施策1 持続可能な農業生産に向けた取り組みの推進

SDGs の達成に向けた持続可能な農業生産を実現するため、環境に負荷の少ない有機農業等を更に推進するともに、新たな手法として、地球温暖化抑制に貢献する4パーセント・イニシアチブ※の普及・啓発や家畜の飼育環境に配慮したアニマルウェルフェア※の取り組み等を推進します。

重点施策2 HACCPに沿った衛生管理体制の促進

原則全ての事業者がHACCPに沿った衛生管理の制度化に対応できるよう、事業者に対し、HACCPに関する講習会を開催すると共に、各事業者の取り組み状況の把握・支援を行い、HACCPに沿った衛生管理が徹底されるよう促進します。

重点施策3 関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施

事業者等が食品表示法の改正等に基づく適正な表示を行い、消費者に対して正確な情報提供ができるよう、食品表示合同調査や食品表示ウォッチャーからの情報等をもとに実施する調査等、事業者等への監視・指導を引き続き行います。

重点施策4 正確な情報発信による事業者と消費者の相互理解の促進

事業者が自ら行う食の安全に関する取り組みが、消費者へ正確に伝わるよう、県ホームページ等を活用した情報発信等、事業者の情報発信を支援することにより、消費者の食に関する正しい情報の取得を図り、生産者や事業者と消費者との相互理解を促進します。

3 基本施策と展開

基本施策1 生産から消費の各段階における食の安全性の確保

食品の生産から消費に至る各段階における食の安全性を確保するため、生産者や事業者の生産工程管理や自主衛生管理の取り組みを推進するとともに、食品監視指導の充実、消費者からの各種相談の受付、立入検査等による健康被害の未然防止等に努めます。

(1) 生産段階における安全性の確保

安全・安心な農林畜水産物を提供するため、生産者に対し関係法令の遵守の徹底や生産工程管理の取り組みを推進します。また、持続可能な農業生産に向けた取り組みを推進し、各種認証制度の運用と消費者への浸透を図ります。

① 安全・安心な農林畜水産物を生産するための監視・指導の充実

ア 監視による安全性の確保

- 農薬の適正使用と飛散防止対策を徹底するため、主要病害虫発生予報等の情報提供や、農業関係団体等と連携した技術指導等を実施するとともに、主要な農産物の残留農薬検査を実施します。(農業技術課)
- 安全・安心な畜水産物の生産を推進するため、防疫上の衛生指導、動物・水産用医薬品※の適正使用の指導や畜産物中の飼料添加物※残留検査等を実施します。
(畜産課、食糧花き水産課)

イ 巡回指導による安全性の確保

- 養殖技術・防疫対策技術普及のための講習会や現地指導を行います。また、魚病診断と対策の指導を効率的かつ効果的に実施し、伝染性の特定疾病の蔓延を未然に防ぐとともに、養殖魚を安定的に生産できる体制づくりを推進します。
(食糧花き水産課)

ウ 放射性物質検査の実施

- 放射性物質による県民の食の安全・安心への不安感を払拭するため、国のガイドラインに基づき、本県のこれまでの検査結果を踏まえ、科学的知見に基づいた、より合理的かつ効果的な検査のあり方を検討しながら、放射性物質検査計画を策定し、農畜産物・特用林産物等の検査を実施します。
(衛生薬務課、自然共生推進課、林業振興課、農業技術課)

②GAPや農場HACCP等の生産工程管理の普及・促進

ア 食品安全のためのGAPへの取り組みの推進

- 消費者の求める安全・安心な農産物を供給するため、普及指導員や當農指導員等を指導者として養成し、GAPの導入を推進します。(農業技術課)

イ HACCPによる衛生管理手法の普及

- 生産段階における畜産物の安全性の確保及び家畜の疾病予防のため、また、生産物の付加価値の向上を図る上でも有効なことから、畜産農場におけるHACCPの認証取得を推進します。(畜産課)

ウ 農薬の適正使用の推進

- 農薬危害防止運動※等による農薬適正使用を推進します。(農業技術課)

③持続可能な農業生産に向けた取り組みの推進

ア 有機農業の推進に向けた支援

- 本県の優れた自然条件を活かした無農薬・無化学肥料栽培に取り組む農業者を支援するため、農業者が栽培技術を共有する現地実証ほ場を設置し、栽培技術の向上を図ります。(農業技術課)
- 高付加価値化を目指した有機栽培に取り組む農家へは、有機JAS規格の認定への誘導と認定に向けた支援を行うとともに、有機栽培野菜の販路拡大や消費者へのPR活動等を支援します。(農業技術課)

イ 減化学肥料、減化学合成農薬栽培の普及定着

- 化学肥料、化学合成農薬を低減する栽培の普及定着を推進するため、関係機関が連携し、低減化技術の研究開発や生産現場での技術実証等に取り組みます。(農業技術課)

ウ 4パーセント・イニシアチブの取り組みの推進

- 果樹園で発生する剪定枝を炭にして土壤に投入する等し、土壤に炭素貯留することで地球温暖化抑制に貢献する4パーセント・イニシアチブの取り組みを推進します。(農業技術課)

エ アニマルウェルフェアの取り組みの推進

- 家畜の快適性に配慮したアニマルウェルフェアの取り組みを推進するとともに、消費者への理解醸成を図ります。(畜産課)

④各種認証制度等の運用

ア 「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」の運用

- 減化学合成農薬、減化学肥料栽培を推進する「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」の普及促進と消費者への周知を図ります。(果樹・6次産業振興課)

イ 「山梨県農産物等認証制度（甲斐路の認証食品）」の運用

- 本県で生産される農産物を主たる原料とした加工食品等の販売促進を図り、本県農業の振興に資するため、山梨県農産物等認証制度の普及啓発を行います。
(果樹・6次産業振興課)

ウ 山梨県産農畜水産物ブランド「おいしい未来へ やまなし」の周知

- 4パーミル・イニシアチブ、アニマルウェルフェア、GAP等の特別な生産方法や取り組みにより生産された県産農畜水産物及び出荷規格を満たす農産物等を、山梨県産農畜水産物ブランド「おいしい未来へ やまなし」として国内外に広く周知し、消費者を中心に「やまなしブランドイメージ」の浸透を図ります。(販売・輸出支援課)

山梨県の食品の認証制度

【化学合成農薬・化学肥料3割以上削減】

甲斐のこだわり
環境農産物

山梨県・甲斐のこだわり環境農産物認証委員会

甲斐のこだわり環境農産物

化学合成農薬と化学肥料をそれぞれ30%以上減らし、県内で生産された農産物を認証しています。

山梨県農産物等認証制度（甲斐路の認証食品）

本県で生産される農産物を主たる原材料として、県内で生産される加工食品等について基準を定め認証しています。

YAMANASHI
4 per 1000
INITIATIVE

4パーミル・イニシアチブ認証制度

4パーミル・イニシアチブの取り組みにより生産された果実等を脱炭素社会に貢献する農産物として認証しています。

YAMANASHI
ANIMAL
WELFARE

アニマルウェルフェア認証制度

乳牛や豚などの畜産家畜の福祉向上を目指すアニマルウェルフェアに基づく取り組みをエフォート(取組認証)とアチーブメント(実績認証)の2段階で認証しています。

おいしい未来へ
やまなし

おいしい未来へ やまなし

上記の認証制度は、山梨県農畜水産物ブランド「おいしい未来へ やまなし」の特徴的な取り組みとして、消費者へPRしています。

(2) 製造・加工・販売段階における安全性の確保

安全な食品を消費者へ提供するため、事業者に対し、関係法令の遵守の徹底や監視指導を実施するとともに、流通する食品について放射能検査や農畜水産食品への残留農薬等の検査を実施します。また、HACCPに沿った衛生管理の取り組みを重点的に推進します。

① 製造・加工・販売における監視・指導の強化

ア 食品の安全性の確保に向けた監視指導等の対策

- 事業者に対して食品衛生監視指導計画に基づき、効率的かつ効果的に監視指導を実施します。また、県内で生産、製造される食品、県内での流通の多い食品及び輸入食品について、収去検査※等を計画的に実施し、食品の安全性の確認を行います。
(衛生薬務課)
- 牛海綿状脳症※対策特別措置法に基づき、食肉として処理される牛及び山羊(さんよう)についてTSE※スクリーニング検査※を確実に実施します。(衛生薬務課)
- 食用に供する食肉、食鳥肉についての検査及び監視指導を適正に実施します。
(衛生薬務課)
- 食中毒発生時の原因究明や食品添加物の検査を迅速かつ正確に実施し、関係部署と連携しながら、各施設に対し、原因究明調査の徹底と再発防止対策の徹底を指導します。(衛生薬務課)

イ 食品の安全性の確保に向けた知識の普及啓発

- 事業者に対し、食品取扱者の健康管理や衛生的な食品及び器具類の取り扱い等の食中毒防止対策について、施設の監視指導や食品衛生に係る講習会等で知識等の普及啓発を図ります。(衛生薬務課)
- 全国的に毒きのこ等有毒植物の販売・採取・喫食することによる食中毒が発生していることから、販売店の監視指導、事業者や県民に対し注意喚起やきのこ鑑定会を開催し、誤食による食中毒を防止するための普及啓発を行います。
(衛生薬務課、林業振興課)

ウ 学校給食施設等における安全性の確保

- 給食施設に対する巡回指導や集団指導、災害時における対応等特定給食施設※等に対する衛生管理や栄養管理の指導を計画的に実施します。(衛生薬務課、健康増進課)
- 学校給食の安全・充実のために、栄養・衛生管理に関する諸課題について研修を行い、学校給食関係職員の資質の向上を図ります。(保健体育課)

- 学校給食施設の衛生管理の徹底を図るため、施設の状況を巡回調査し、併せて必要な改善指導を行います。（保健体育課）

工 農畜水産食品の残留有害物質の検査

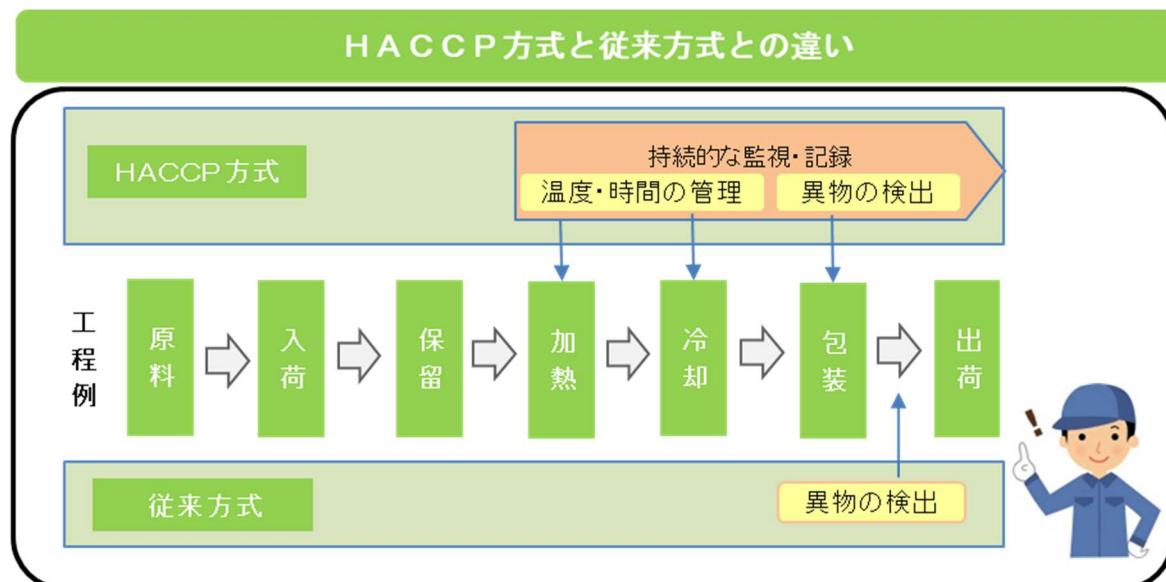
- 本県の主要な果実であるももやぶどうをはじめとする県産農畜産物の残留農薬検査や畜水産物の動物用医薬品※の残留検査を実施します。（衛生薬務課）

才 流通食品の放射性物質検査の実施

- 県内に流通している食品の安全性を確保するため、流通食品の放射性物質検査を実施し、放射性物質に汚染された食品が流通することがないよう、関係部署と連携を図ります。（衛生薬務課）

②HACCPに沿った衛生管理体制の促進

- 事業者に対し、講習会の開催、施設の監視等を行い、HACCPに沿った衛生管理体制の徹底を図ります。（衛生薬務課）
- 安全・安心な農産物の生産供給を図るための施設等の整備を支援するため、農業近代化資金等の融資機関に対し、利子補給を行います。（農業技術課）



(3)消費段階における安全性の確保

消費者からの食の安全に関する相談や情報を受け付け、関係機関で連携し、相談内容に応じた対応を行います。

①食の安全・安心に係る各種相談

ア 食品の安全性に関する相談窓口の周知

- 食品の安全性に関する相談窓口の利用促進を図るため、「食品安全110番※」や「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」の周知を図ります。(県民安全協働課)

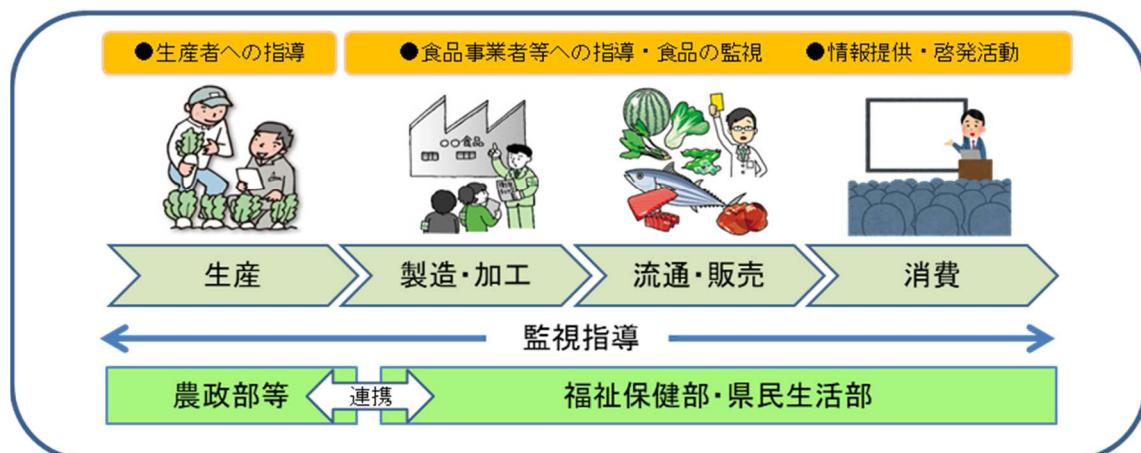
イ 食品の安全性に関する相談の受付

- 「食品安全110番」や「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」により、食品の安全性や表示等に関する県民からの様々な相談や情報を受け付け、随時対応します。
(県民安全協働課)

ウ 食品衛生に関する各種相談の受付

- 事業者や消費者からの食品衛生に関する相談や情報提供等に対応します。
(県民安全協働課、衛生薬務課)

食品供給行程(フードチェーン)各段階における監視指導及び連携



(4) 健康被害の未然防止

県民からの情報等により、必要に応じ調査や立入検査、措置勧告を行い、健康被害の未然防止に努めます。

① 県民からの危害情報等に基づく立入検査や措置勧告の実施

ア 危害情報の受付

- 消費者等から食品等に関する危害情報の申し出があった時は、関係法令または条例の規定により、調査を行い、その結果必要がある時は、指導等の措置を行います。
(県民安全協働課、衛生薬務課、林業振興課、食糧花き水産課、農業技術課)

イ 立入検査や措置勧告の実施

- 食の安全に関して、県民の健康への悪影響を未然に防止するため、必要がある時は、生産者、事業者、関係者に報告を求めたり、立入検査を実施します。(県民安全協働課)
- 条例の違反等に該当する場合は、必要な勧告を行い、正当な理由がなく、勧告に従わなかった場合は、その勧告の内容を公表します。(県民安全協働課)

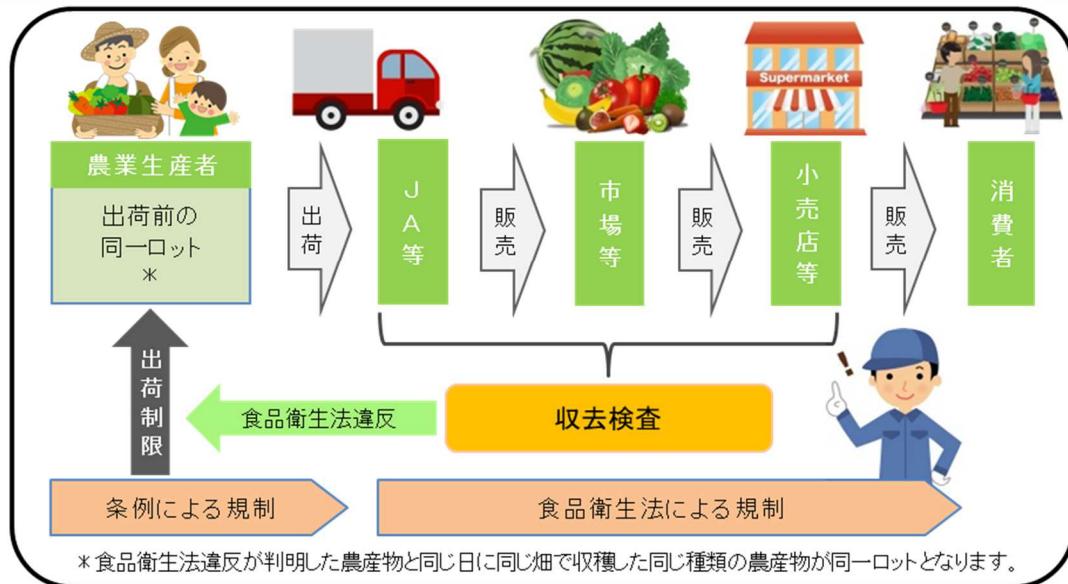
② 農林水産物の出荷制限の実施

- 食品衛生法第13条第2項・第3項の規定により販売等が禁止された食品に該当する農林水産物については、条例第26条に基づき出荷を制限します。(県民安全協働課)

③ 自主回収についての指導・相談対応

- 食品等の自主回収報告が法律により義務づけられたため、食品事業者が行う届け出がスムーズに行われるよう支援を行います。(衛生薬務課)

食品衛生法に違反する農林水産物の出荷の制限のイメージ(農産物の例)



(5) 適切な施策実施のための調査研究の推進

食品衛生確保のための調査研究や、安全な農林畜水産物を生産するための生産技術の確立に向けた研究や指導等を実施します。

① 食品衛生確保のための調査研究

ア 検査機関の業務管理（G L P※）の充実

- 食品の微生物検査や食品添加物、残留農薬等の検査をより迅速、正確に行えるよう検査機器の保守点検と合わせ、G L Pの徹底を図ります。（衛生薬務課）

イ 食品の安全性の確保のための調査研究

- 食品に関する様々な問題に迅速に対応するため、調査研究を推進します。（衛生薬務課）

② 安全・安心な農林畜水産物生産を目指した調査研究

ア 安全・安心な農産物の生産技術に関する調査・研究の推進

- 環境にやさしい農業を推進し、生産拡大につなげるため、有機農業者等が栽培技術を共有する現地実証ほ場を設置し技術向上を図ります。（農業技術課）
- 化学肥料、化学合成農薬を低減する栽培の普及定着を推進するため、関係機関が連携し、低減化技術の研究開発や生産現場での技術実証等に取り組みます。（農業技術課）
- 環境にやさしい農業を推進するため、土壤に施用する有機質資材の特性や効果的な活用方法の解明等に取り組みます。（農業技術課）

イ 畜産物の安全性確保のための検査・指導の実施

- 安全・安心な畜産物の生産供給を図るため、飼料添加物残留等の検査や畜産農家への巡回指導を実施します。（畜産課）

ウ 魚苗供給・試験指導の充実

- 様々に態様が変化する魚病に対応し、消費者の視点に立った安全な養殖魚の生産に寄与するため、養殖業者への巡回指導を実施し、疾病対策を効率的かつ効果的に推進します。（食糧花き水産課）

エ 特用林産物の栽培技術に関する研究

- きのこ、山菜、薬用植物等の栽培技術の開発や簡単な増殖方法の確立のための研究を実施します。（林業振興課）

基本施策2 消費者の信頼に応えるための正確な情報提供の推進

消費者が自らの判断で適切に食品を選択できるよう、事業者等による適正な食品表示を確保するとともに、生産者や事業者による履歴情報の記録や保存を促進します。また、食の安全性に関する情報や県の施策等について正確にわかりやすく提供します。

(1) 適正な食品表示の確保

食品表示法、景品表示法※、米トレーサビリティ法※等に基づく正しい食品表示が行われているか、県内店舗や事業者への調査や監視活動を行い、食品表示の適正化を推進します。

①関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施

- 食品表示の真正性を確認するための収去物品の買上調査を実施します。
(県民安全協働課)
- 食品表示法や景品表示法に基づく適正な食品表示が実施されるよう、事業者に対して指導するとともに、相談に応じます。(県民安全協働課)
- 令和2年4月に食品表示法が完全施行になったことから、栄養成分表示の義務化、機能性表示食品制度の創設等を規定した食品表示制度の一層の普及啓発を図ります。
(県民安全協働課、衛生薬務課)
- 食品の健康保持増進効果等について著しく事実に相違したり、著しく人を誤認させるような広告等の表示(虚偽誇大広告等)について監視指導を行います。(衛生薬務課)
- 食品表示法や景品表示法等食品表示を所管する関係課及び関係出先機関と連携し、食品表示合同調査を実施して、食品表示の適正化に向け食品販売業者に対し、指導を行います。(県民安全協働課、衛生薬務課)

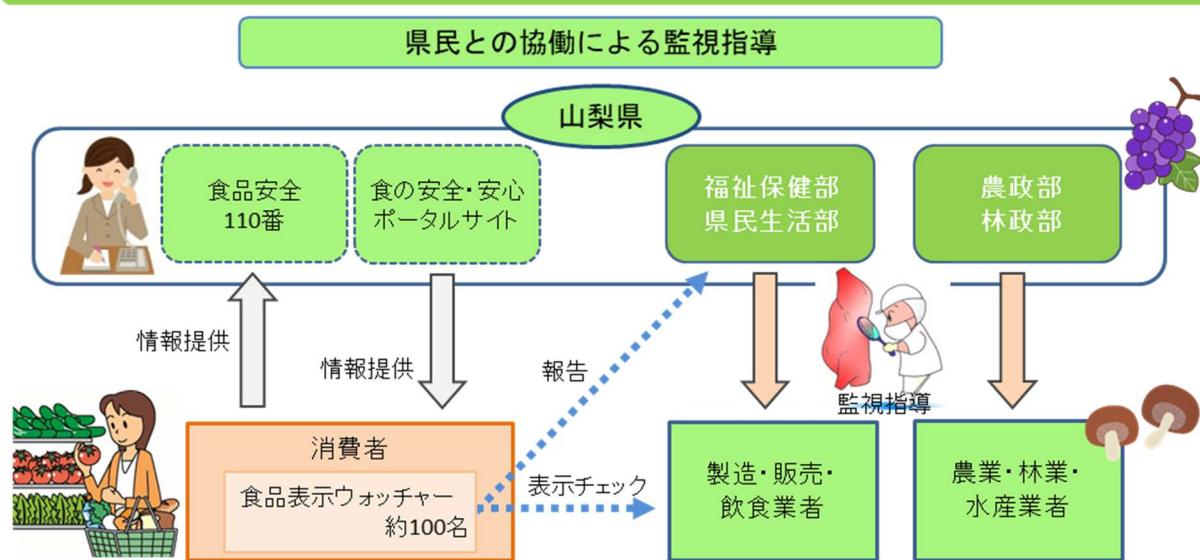
②食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査の実施

- 一般消費者からの公募や市町村等からの推薦を受け、「食品表示ウォッチャー」を委嘱し、県内の食品販売店の食品表示の状況を調査します。(県民安全協働課)

③原産地に関する情報提供の充実

- 食品表示合同調査の機会を捉え、食品販売業者に対して、条例に基づく加工食品の原産地に関する詳細な情報提供制度の普及啓発や指導等を行います。(県民安全協働課)

監視指導の体制



(2) 食の安全に関する情報の収集と提供の推進

原材料に由来する食品事故等が起こった場合に、速やかに原因の解明ができるよう、生産工程管理の記帳や産地情報の適正な伝達を推進します。また、国や県の施策等の情報を県民へ情報提供します。

① 生産者や事業者の履歴情報の記録・保存の促進

ア 農薬の使用に関する情報の記録・保存の促進

- 農業団体や農業者等に対し、農薬の管理、使用のより一層の適正化のため、農薬の散布履歴等関係情報の記録、保存に向けた指導を行います。(農業技術課)

イ 飼料の適正な使用及び受入に関する記録・保存の促進

- 飼料安全法※に基づく飼料の適正使用を推進するため、生産者に対し、飼料の受入や適正使用に関する情報の記録・保存等について指導を行います。(畜産課)

ウ 動物用医薬品の使用に関する情報の記録・保存の促進

- 消費者及び事業者に畜産物に関する正確な情報を提供するため、生産者に対し、動物用医薬品の適正使用に関する情報の記録・保存等について指導を行います。(畜産課)

エ 食品等の製造、輸入、加工、販売等に関する情報の記録・保存の促進

- 事業者に対し、講習会の開催、施設の監視等を行い、H A C C P に沿った衛生管理の徹底を図ります。(再掲) (衛生薬務課)

②トレーサビリティ制度の推進

ア 米トレーサビリティ制度の適正な運用

- 生産者、事業者等へ米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達を行う米トレーサビリティ制度について、国の関係機関等と連携して普及啓発に努めます。
(県民安全協働課)

イ 牛トレーサビリティ※制度の適正な運用

- 畜産農家や食肉関連事業者等を対象に、牛肉の生産から販売まで追跡や遡及ができる牛トレーサビリティ制度の適正な運用を指導します。(畜産課)

③食の安全に関する情報提供の推進

ア 食品の安全性に関する相談窓口の周知

- 食品の安全性に関する相談窓口の利用促進を図るため、「食品安全110番」や「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」の周知を図ります。(再掲) (県民安全協働課)

イ 県民への情報提供

- 国や他の自治体から広く情報を収集し、食の安全・安心の確保に関する情報や県の施策等に関する情報を県民へ提供します。(県民安全協働課)

基本施策3 生産者、事業者と消費者の相互理解と信頼関係の確立

生産者、事業者と消費者が相互に理解し信頼関係を築くことが、消費者の食に対する安心につながることから、両者の意見交換等の場を設けるとともに、消費者に向けた食に関する学習機会の提供や事業者からの正確な情報発信を促し相互理解を促進します。

(1) 生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進

生産者、事業者と消費者が食の安全・安心について情報や意見交換をする場を設け、相互理解を促進します。

① 生産者・事業者と消費者との意見交換の促進

- 「食の安全・安心を語る会」を開催し、生産者、事業者、消費者等で食の安全・安心に関する情報・意見交換を行います。（県民安全協働課）

(2) 消費者理解の推進

消費者が食品の安全に対する正しい知識を身につけるため、農業への理解や地産地消、食育等を学ぶ体験の機会やイベント、研修会等の場を提供します。また、行政や事業者が情報を発信することで、正しい情報を消費者へ伝えます。

① 食に関する学習機会の提供

ア 農業や地産地消に関する理解の促進

- 食や農業に関する関心を高め、理解を促進するため、高校生あぐり体験事業を実施します。（農業技術課）
- 広く県民に農畜水産物等の県産品の利用促進、認知度の向上等に向けPRします。（観光振興課、販売・輸出支援課）
- 地産地消、食育の推進を図るため、「ふるさと特産品フェア」や「フェスタまきば」を開催します。（林業振興課、観光振興課、農政総務課、果樹・6次産業振興課、畜産課）

イ 有機農業への県民の理解促進

- 有機農業や有機農業で生産される農産物について、各種イベントや県ホームページ等を活用して情報提供し、消費者の理解の増進を図ります。（農業技術課）

ウ 県産畜産物に関する情報提供

- 各種イベント等を通して、県産畜産物に関する情報を提供することによって本県畜産への理解を深め、消費者、生産者の相互理解を推進します。（畜産課）

工 食に関する学習機会の提供

- 県民が自主的に開催する食の安全・安心に関する勉強会等に対して、資料提供や講師の派遣等を随時行います。(県民安全協働課)

②正確な情報発信による事業者と消費者の相互理解の促進

ア 食の安全に関する情報提供の推進

- 消費者向けの情報誌や「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」、SNS、テレビスポット「くらしの情報」、各種イベント等を通して、食の安全・安心の確保に関する知識や情報を県民に周知します。(県民安全協働課)

イ 県民への食品衛生知識の普及

- テレビ、ラジオ、県ホームページ等の広報媒体等を活用して、消費者に対し、家庭における食中毒の防止等の食品衛生知識の普及啓発を図るとともに、食品衛生に係る講習会を開催します。(衛生業務課)

ウ 事業者の取り組みに関する情報提供

- 県ホームページ等を活用し、生産者や事業者が自らの食の安全・安心への取り組みを直接消費者へ情報発信するための取り組みを支援します。(県民安全協働課)
- 食品関連事業者※やNPO法人等の食育活動を促進させるため、消費者に「やまなし食育推進応援団※」の活動等に関する情報提供を行います。(県民安全協働課)

工 食の安全・安心推進月間の啓発

- 食の安全・安心の確保について県民の意識を高めるため、条例で「食の安全・安心推進月間」に定めた9月に、食の安全・食育に関する優良活動表彰や啓発活動、情報提供等を行います。(県民安全協働課)

基本施策4 食の安全・安心確保のための体制の整備

食の安全・安心に関する施策を総合的に推進するため、専門的な知識を有する人材等の育成に努めます。また、県庁内関係部局や関係機関と連携し情報を共有するとともに、危機管理体制の整備等を行います。

(1) 食の安全を担う人材の育成

食の安全を担う人材を育成するため、専門知識に関する研修会を開催します。

① 食の安全に係る専門的な知識を有する人材の育成

ア 食品衛生監視員※、と畜・食鳥検査員※等の資質向上

- 厚生労働省及び関係機関の開催する各種研修会に積極的に職員を派遣するとともに、外部講師等を招いた研修会を開催し、最新情報の入手や技術の習得に努めます。また、日頃から食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び研究を行います。(衛生薬務課)

イ 栄養士への研修会の実施

- 給食施設や行政機関等に従事する栄養士を対象とした研修会を開催し、技術の向上を図ります。(健康増進課)

ウ 調理師、食生活改善推進員への研修会の実施

- 調理師や食生活改善推進員等を対象とした研修会を開催し、知識の普及を図ります。(健康増進課)

エ 保育所職員等への研修会の実施

- 保育所の関係職員等への研修等を通して、乳幼児期にふさわしい給食の実践を推進するとともに、給食の役割や食育の重要性、アレルギー対応等についての理解を促進します。(子育て政策課)

オ 農薬管理指導士・農薬適正使用アドバイザーの認定

- 農業団体指導者やゴルフ場農薬管理責任者を対象とした研修会等を開催し、受講者に対し、農薬の適正管理等の指導者としての農薬管理指導士及び農薬適正使用アドバイザーの認定を行います。(農業技術課)

② 地域の活動主体となる人材の育成

- 地域における食育の理解を進めるため、研修会や説明会等を活用して、食育推進ボランティア制度の普及啓発を行い、登録拡大を図ります。(県民安全協働課)

(2)国や関係者と連携した取り組みの推進

関係機関と連携し、食の安全に関する取り組みを推進します。緊急事態が発生した場合に備え危機管理体制を整備します。また、県民から施策の提案を受け付けます。

①国、市町村、団体等との連携等

- 国や市町村等と連携して、食品表示に係る合同調査や、食の安全・安心に関する情報交換・意見交換を行います。(県民安全協働課)
- 消費者団体やN P O法人、県栄養士会等と連携を図るための情報交換・意見交換を行うとともに、こうした団体の自主的な活動に対し、情報の提供や講師の派遣等を行います。(健康増進課)

②危機管理体制の整備等

- 食品による健康への被害、または被害が生ずる恐れがある緊急事態等が発生した場合には、「山梨県食の安全・食育推進本部」において、迅速かつ的確に対応します。(県民安全協働課)

③食の安全・安心に対して県民意見を反映できる体制整備

ア 山梨県食の安全・安心審議会の設置・運営

- 消費者、生産者、事業者及び学識経験者により構成される審議会を設置し、食の安全・安心の確保に向けた施策の推進等について調査・審議します。(県民安全協働課)

イ 県民からの施策提案の受付

- 食の安全・安心の確保に関する施策等について、県民からの提案を受け付けます。(県民安全協働課)

4 目標指標

食の安全・安心の確保を図るために相応しい目標とし、的確に管理できる数値とします。計画の進捗状況が把握できるよう、毎年実績が確認できる目標とします。

| 施策 | 番号 | 指標項目 | 担当課 | 実績値 (R2) | 目標数値 (R8) | 備考 |
|----------------------------|----|------------------------------------|---------|----------------------|-----------------|-----------------------------------|
| 1 生産から消費の各段階における食の安全性の確保 | 1 | やまなしGAP等延べ認証数 | 農業技術課 | 182者 | 240者 (R4) *1 | やまなし農業基本計画(R1～R4)より |
| | 2 | 有機農業の取り組み面積 | 農業技術課 | 210ha | 300ha *2 | やまなし農業基本計画(R5～R8)より |
| | 3 | 食品衛生監視指導計画に基づく県の目標監視件数の達成率 | 衛生薬務課 | 127% (R1) *3 | 100% | 毎年度策定する衛生監視指導計画の対象施設数に対する監視件数の達成率 |
| | 4 | 給食施設巡回指導の計画に基づき県が実施する巡回指導の実施率 | 健康増進課 | 104.6% (R1) *3 | 100% | 施設状況に応じ、対象を選定して作成した年度毎計画の実施率 |
| 2 消費者の信頼に応えるための正確な情報提供の推進 | 5 | 食品表示合同調査による食品の適正表示実施率100%の広域的店舗の割合 | 県民安全協働課 | 73.5% | 95%以上 | |
| | 6 | 食品表示合同調査による食品の適正表示実施率100%の地域店舗の割合 | 県民安全協働課 | 86.6% | 95%以上 | |
| | 7 | 食品表示ウォッチャーからの報告件数 | 県民安全協働課 | 6,256件/年 | 6,500件/年 | |
| 3 生産者、事業者と消費者の相互理解と信頼関係の確立 | 8 | リスクコミュニケーションの機会(県主催の研修会等)への参加者数 | 県民安全協働課 | 348人/年 (H28～R2平均) | 400人/年 | |
| | 9 | 食の安全・安心ポータルサイトアクセス数 | 県民安全協働課 | 3,194件 | 延べ 33,700件 | 自主回収を除く |
| 4 食の安全・安心確保のための体制整備 | 10 | 農薬管理指導士・農薬適正使用アドバイザーの有効認定者数 | 農業技術課 | 500人 (H30～R2平均) | 510人 | |

○は新規数値目標（1項目）

*1、*2 「やまなし農業基本計画」に基づき設定しています。当該計画の改正に伴い、*2は改正後の目標数値を反映しています。

*3 食品衛生監視指導計画に基づく目標監視件数や給食施設の巡回指導については、R2実績は新型コロナ感染症の影響を受けているため、R1の実績を記載しています。

第4章 計画の推進

1 推進体制

○山梨県食の安全・安心審議会の設置

知事の附属機関として「山梨県食の安全・安心審議会」を設置し、食の安全・安心の確保に関する重要事項について調査や審議を行います。

○県民からの施策提案の受付

県民から食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善または廃止についての提案があったとき（推進計画の策定・変更の場合を除く）は、当該提案をした者に対して、その結果を通知するとともに、その内容を公表します。

○山梨県食の安全・食育推進本部による推進

知事を本部長として全部局長を構成員とする「山梨県食の安全・食育推進本部」において、本県における生産から販売、消費に至る総合的な食の安全・安心施策を推進します。

○山梨県食の安全・安心推進会議の運営

関係部局の横断的な協議・調整を行うための「山梨県食の安全・安心推進会議」を運営し、連携・協力して計画を推進します。

2 関係者の役割

本計画を推進するため、県をはじめ、生産から消費に至る各段階の全ての関係者が条例に定められた責務または役割を認識し、それぞれの取り組みを推進していきます。

○県の役割

条例第3条に定める基本理念に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、計画的に実施します。

○生産者及び事業者の役割

事業活動を行うにあたり、食品の安全性の確保について、第一義的責任を有していることを認識し、食品等の生産から販売に至る一連の工程の各段階において食品の安全性を確保するために必要な措置を適切に講じます。

事業活動に係る、食品等または生産資材に関する正確かつ適切な情報を消費者に対し、明確かつわかりやすく提供するよう努めます。

○消費者の役割

自ら進んで食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、必要な情報を収集するよう努めます。

県の施策及び事業者の取り組みに対して意見を表明し、食品を合理的に選択する等、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たします。

3 進行管理

本計画を着実に推進していくため、毎年度、山梨県食の安全・安心審議会において本計画の進捗状況等を確認し、進行管理を行います。

本計画の進捗状況や実施結果等について、県ホームページで公表します。

【参考資料】

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 山梨県食の安全・安心推進条例 | 37 |
| 2 | 山梨県食の安全・安心推進条例施行規則 | 45 |
| 3 | 食品の原産地に関する情報提供基準 | 46 |
| 4 | 第3次山梨県食の安全・安心推進計画の策定経過 | 48 |
| 5 | 山梨県食の安全・安心審議会第5期委員名簿 | 49 |
| 6 | 用語解説（50 音順） | 50 |
| 7 | 食の安全・安心に関する窓口 | 56 |

山梨県食の安全・安心推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 推進計画等（第7条—第9条）

第3章 食の安全・安心の確保に関する基本的施策

　第1節 食の安全・安心を推進するための体制整備（第10条—第13条）

　第2節 生産から販売に至る食品の安全性の確保（第14条—第17条）

　第3節 食品に関する正確な情報の提供（第18条—第21条）

　第4節 関係者間の相互理解の増進・信頼関係の構築（第22条—第25条）

第4章 健康への悪影響の未然防止（第26条—第29条）

第5章 山梨県食の安全・安心審議会（第30条—第32条）

第6章 雜則（第33条）

附則

食は、人の生命の源であり、その安全性と信頼性が確保されることは、私たちが健康で安心して暮らしていくために極めて重要である。

近年の科学技術の進歩や国際化の進展の中で、国内外からもたらされる多種多様な食品が日々の食卓を彩り、私たちは、豊かな食生活を享受できるようになった。

一方、近年、食品の安全性を脅かし、その信頼性を揺るがす事態が相次いで発生していることを背景として、県民の食に対する関心はますます高まっており、食の安全・安心の確保に向けた一層の取り組みが強く求められている。

本県は、全国屈指の果樹王国として、また、我が国におけるワインの主産地として広く知られており、本県の風土が擁する清らかな水や空気、恵まれた自然環境を活かした様々な農林水産物やそれらを主な原材料とした加工食品、ほうとうや煮貝などの郷土食・食文化は県民全ての誇りであり、本県のブランドイメージの重要な構成要素となっている。それらを守り、育て、次の世代に継承していくためにも、県産食品の安全・安心の確保は不可欠である。

今こそ、生産者、事業者、県民の全てが、食の重要性を十分に認識し、環境の保全にも配慮しながら、食の安全・安心の確保に向けて、創意工夫を重ね、それぞれの責務や役割を協働して果たすことが必要である。

ここに、県民の総意として、消費者が安全にかつ安心して消費できる食品等の生産及び供給の拡大を通じ、健康で安心できる真に豊かな県民生活の実現に寄与するため、将来にわたって食の安全・安心の確保を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県、生産者及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにし、並びに食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全にかつ安心して消費することができる食品等の生産及び供給の確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 食の安全・安心の確保 食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保することをいう。
 - (2) 食品 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第1項に規定する食品をいう。
 - (3) 食品等 食品、添加物(食品衛生法第4条第2項に規定する添加物をいう。第6号イ及び第27条第1項第2号において同じ。)、器具(同法第4条第4項に規定する器具をいう。第6号ロにおいて同じ。)、容器包装(同法第5項に規定する容器包装をいう。同号ロにおいて同じ。)及び食品の原材料として使用される農林水産物をいう。
 - (4) 生産資材 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材をいう。
 - (5) 生産者 農林水産物(食用以外の用途に供するものを除く。)の生産(採取を含む。以下同じ。)の事業を行う者及びその組織する団体をいう。
 - (6) 事業者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 食品又は添加物の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬又は販売の事業(農業及び水産業における食品の採取業を除く。)を行う者
 - ロ 器具又は容器包装の製造、輸入又は販売の事業を行う者
 - ハ 学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する事業を行う者
 - (7) 特定事業者 食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者であって、県内に事務所、事業所その他その事業を行うための施設を有するものをいう。

(基本理念)

- 第3条 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。
- 2 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。
 - 3 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。
 - 4 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階における行為が環境に及ぼす影響に配慮して、行われなければならない。
 - 5 食の安全・安心の確保は、県、生産者、事業者及び県民が、それぞれの責務又は役割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(生産者及び事業者の責務)

- 第5条 生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品等の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食品等の安全性を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有する。
- 2 生産者及び事業者は、前項の措置を講ずるに当たっては、その使用者その他の従業者が食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めることができるよう特に配慮しなければ

ならない。

- 3 生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る食品等又は生産資材に起因して県民の健康に悪影響が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、自らが食品等の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、速やかにその原因を究明し、及びその拡大又は発生の防止のために必要な措置を迅速かつ確実に講ずる責務を有する。
- 4 生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等又は生産資材に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。
- 5 前4項に掲げるもののほか、生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の役割)

- 第6条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、及び必要な情報を収集するよう努めるものとする。
- 2 県民は、基本理念にのっとり、食品等の消費に際しては、その使用、調理、保存その他の取扱いに起因して人の健康に悪影響を及ぼすことがないよう努めるものとする。
 - 3 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めること等によって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 推進計画等

(推進計画)

- 第7条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全・安心の確保に関する施策の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。
- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 食の安全・安心の確保に関する施策についての基本的な方針
 - (2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、山梨県食の安全・安心審議会の意見を聴かなければならぬ。
 - 4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(推進計画の実施状況の公表)

- 第8条 知事は、毎年度、推進計画の実施状況を山梨県食の安全・安心審議会に報告し、かつ、これを公表しなければならない。

(施策の提案)

- 第9条 県は、県民から食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止についての提案があったときは、第7条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる場合を除き、当該提案について検討を行い、当該提案をした者に対してその結果を通知するとともに、その内容を公表するものとする。

第3章 食の安全・安心の確保に関する基本的施策

第1節 食の安全・安心を推進するための体制整備

(危機管理体制の整備等)

第10条 県は、食品を摂取することにより県民の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第11条 県は、食の安全・安心の確保に関する実践的かつ専門的な知識を有する人材を育成するため、講習会の開催その他の必要な施策を実施するものとする。

(国等との連携等)

第12条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、国及び他の地方公共団体との連携を図るものとする。

2 県は、食の安全・安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、意見を述べ、又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(関係者との連携及び協働)

第13条 県は、消費者、生産者、事業者、消費者団体その他の関係者と連携し、及び協働して、食の安全・安心の確保に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第2節 生産から販売に至る食品の安全性の確保

(監視の的確な実施及び指導等の充実)

第14条 県は、食の安全・安心の確保を図るため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、監視を的確に行うとともに、指導及び検査の充実に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第15条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づいて適切に実施するため、必要な調査研究を推進するものとする。

(生産者の自主的な取り組みの促進)

第16条 県は、食の安全・安心の確保に関する生産者の自主的な取組を促進するため、生産に係る工程の管理に関する手法の普及、環境への負荷の低減に配慮した農業生産方式に関する研究開発及びその成果の普及その他の必要な施策を実施するものとする。

(事業者の自主的な取り組みの促進)

第17条 県は、食の安全・安心の確保に関する事業者の自主的な取組を促進するため、食品衛生に関する最新の知識の普及、食品の製造又は加工の過程における高度な衛生管理の方法の導入に対する支援その他の必要な施策を実施するものとする。

第3節 食品に関する正確な情報の提供

(情報の記録及び保存)

第18条 生産者は、農林水産物に対する消費者の信頼を確保するため、農林水産物の生産に関する情報の記録及び保存に努めるものとする。

- 2 事業者は、食品等に対する消費者の信頼を確保するため、食品等又は生産資材の製造、輸入、加工、販売等に関する情報の記録及び保存に努めるものとする。
- 3 県は、生産者及び事業者が行う前2項の取り組みを促進するため、必要な助言又は指導を行うものとする。

(情報の収集及び提供)

- 第19条 県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理及び分析を行い、並びに消費者、生産者、事業者その他の関係者に対し、必要な情報を提供するものとする。
- 2 県は、生産者、事業者その他の関係者が保有する食の安全・安心の確保に関する情報について、生産者、事業者その他の関係者による提供が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。

(適正な食品表示の確保)

- 第20条 県は、食品の表示に対する消費者の信頼を確保するため、食品表示法（平成25年法律第70号）その他の法令の規定による食品の表示が適正に行われるよう、監視及び指導を行うとともに、食品の表示の制度に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(原産地に関する情報の提供の充実)

- 第21条 事業者は、食品に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の適切な判断に基づく食品の選択に資するため、国内で生産された畜産物（食用に供されるものに限る。）又は加工食品（食品表示法第4条第1項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準において原材料の原産地を表示すべきこととされている加工食品をいう。）を県内で消費者に販売するときは、別に知事が定めるところにより、当該畜産物の原産地又は当該加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供の充実に努めるものとする。
- 2 前項の規定は、事業者が自ら生産し、製造し、又は加工した食品を、当該食品を生産し、製造し、若しくは加工した施設又は場所において直接に消費者に対して販売する場合には、適用しない。

第4節 関係者間の相互理解の増進・信頼関係の構築

(相互理解の増進等)

- 第22条 県は、食の安全・安心の確保に関し、消費者、生産者、事業者その他の関係者間ににおいて、相互理解を増進し、信頼関係の構築を促進するため、情報及び意見の交換の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(食の安全・安心推進月間)

- 第23条 県民の間に広く食の安全・安心の確保についての関心を高め、及びその理解を深めるとともに、食の安全・安心の確保に対する県民の意識の高揚を図るため、食の安全・安心推進月間を設ける。
- 2 食の安全・安心推進月間は、9月とする。
 - 3 県は、食の安全・安心の確保に関して特に優れた取り組みを行ったものの表彰その他の食の安全・安心推進月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

(認証制度の普及)

- 第24条 県は、県内で生産された農林水産物又はこれを主たる原材料として県内で製造され、加工され、若しくは調理された食品であって、安全かつ良質なもの認証に係る制度の普及に努めるものとする。

(食育及び地産地消の推進)

第25条 県は、食の安全・安心の確保に関する県民の知識と理解を深めるとともに、県民の食に関する適切な判断力を養うため、食育を推進するものとする。

2 県は、食の安全・安心の確保に関する県民の知識と理解を深めるとともに、消費者、生産者、事業者その他の関係者間における相互理解の促進に資するため、地産地消(地域で生産された農林水産物又はこれを主たる原材料として地域内において製造され、加工され、若しくは調理された食品を、その生産され、製造され、加工され、若しくは調理された地域内において消費することをいう。)を推進するものとする。

第4章 健康への悪影響の未然防止

(出荷の制限)

第26条 生産者は、食品衛生法第13条第2項又は第3項の規定により販売してはならないこととされている食品に該当する農林水産物を出荷してはならない。

(危害情報の申出)

第27条 人の健康に悪影響が生じ、又は生ずるおそれのある食品等に関する情報を入手した者は、知事に対し、適切に対応するよう申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、関係法令又はこの条例の規定により、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

(立入検査等)

第28条 知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き、生産者、事業者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めさせることができる。

2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置勧告)

第29条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(1) 生産者が第26条の規定に違反して農林水産物を出荷したとき。 当該生産者
(2) 生産者又は事業者が前条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 当該生産者又は当該事業者

2 知事は、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き、生産者又は事業者に対し、当該悪影響を未然に防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、山梨県食の安全・安心審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合であって、あらかじめ、山梨県食の安全・安心審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する場合において、知事は、その旨及びその勧告の内容を山梨県食

の安全・安心審議会に報告しなければならない。

- 5 知事は、第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 6 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第5章 山梨県食の安全・安心審議会

(山梨県食の安全・安心審議会)

第30条 次に掲げる事務を行うため、知事の附属機関として山梨県食の安全・安心審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- (1) この条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する重要事項について調査審議すること。
- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。
 - (1) 消費者
 - (2) 生産者
 - (3) 事業者
 - (4) 学識経験のある者
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会に会長及び副会長1人を置く。
- 6 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 9 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 10 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 11 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門的知識を有する者からの意見聴取)

第31条 審議会は、必要があると認めるときは、食の安全・安心の確保に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(審議会の運営に関する委任)

第32条 前2条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 雜則

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第21条、第26条、第27条、第29条及び第30条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

2 略

附 則（平成27年条例第13号）

この条例は、食品表示法の施行日（平成27年4月1日）から施行する。

附 則（令和3年条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第26条の改定規定は、公布の日から施行する。

2 略

3 略

山梨県食の安全・安心推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県食の安全・安心推進条例（平成24年山梨県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 条例第28条第2項の身分を示す証明書は、別紙様式のとおりとする。

(事実の公表の方法等)

第3条 条例第29条第5項の規定による公表は、県公報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 勧告の内容

(3) 公表の原因となる事実

(意見陳述の機会の付与の手続)

第4条 条例第29条第6項の規定による意見の陳述は、知事が口頭ですることを認めたときを除き、陳述書の提出によるものとする。

2 知事は、条例第29条第6項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、同条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者（次項及び第4項において「当事者」という。）に対し、書面により次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 公表しようとする内容及びその理由

(2) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭により意見を述べる機会を与えるときには、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

3 前項の規定により通知を受けた当事者が口頭により意見を述べるときは、知事が指定する職員が聴取し、及びその陳述の要旨を記載した調書を作成するものとする。

4 第2項の規定により通知を受けた当事者が陳述書の提出期限までに陳述書を提出せず、又は出頭すべき日時及び場所に出頭しないときは、意見を述べる機会を放棄したものみなす。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第19号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第4号）

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

食品の原産地に関する情報提供基準

(趣旨)

第1条 この基準は、山梨県食の安全・安心推進条例（平成24年山梨県条例第15号）第2条第1項の規定に基づき、事業者が行う畜産物の原産地及び加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(畜産物の原産地に関する情報)

第2条 国内で生産された畜産物（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第2号に規定する生鮮食品であって、同令別表第2に掲げる畜産物をいう。）の原産地に関し、事業者が消費者に提供すべき情報は、次の各号のいずれかに掲げる事項とする。

- (1) 主たる飼養地が属する都道府県の名称
- (2) 主たる飼養地が属する市町村の名称
- (3) 主たる飼養地が属する地域の名称で一般に知られているもの

(加工食品の原材料の原産地に関する情報)

第3条 加工食品（農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし及びおにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。以下同じ。）を除く。）の原材料（食品表示基準において原産地を表示すべきこととされている原材料をいい、使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料に限る。以下同じ。）の原産地に関し、事業者が消費者に提供すべき情報は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、当該下欄に掲げる事項のいずれかとする。

| 原材料の区分 | 提供すべき情報 |
|--------------|--|
| 国内で生産された農産物 | <input checked="" type="checkbox"/> 都道府県名 <input type="checkbox"/> 一般に知られている地名 |
| 国内で生産された畜産物 | <input checked="" type="checkbox"/> 主たる飼養地が属する都道府県の名称 <input type="checkbox"/> 主たる飼養地が属する地域の名称で一般に知られているもの |
| 国内で生産された水産物 | <input checked="" type="checkbox"/> 生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）した水域の名称 <input type="checkbox"/> 水揚げした港の名称 <input checked="" type="checkbox"/> 水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県の名称 <input checked="" type="checkbox"/> 水揚げした港又は主たる養殖場が属する地域の名称で一般に知られているもの |
| 国内で製造された加工食品 | <input checked="" type="checkbox"/> 都道府県名 <input type="checkbox"/> 一般に知られている地名 <input checked="" type="checkbox"/> 当該原材料に占める量の割合が最も高い生鮮食品の名称及びその原产地 |

2 農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし及びおにぎりの原材料の原産地に関し、事業者が消費者に提供すべき情報は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、当該下欄に掲げる事項のいずれかとする。

| 原材料の区分 | 提供すべき情報 |
|--------|---|
| 農産物漬物 | <input checked="" type="checkbox"/> その原材料が農産物である場合にあっては、次に掲げる事項のいずれか (イ) 都道府県名 (ロ) 市町村名 (ハ) 一般に知られている地名 <input type="checkbox"/> その原材料が水産物である場合にあっては、次に掲げる事項のいずれか |

| | |
|---------|---|
| | (イ) 生産した水域の名称 (ロ) 水揚げした港の名称 (ハ) 水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県の名称 (ニ) 水揚げした港又は主たる養殖場が属する市町村の名称 (ホ) 水揚げした港又は主たる養殖場が属する地域の名称で一般に知られているもの |
| 野菜冷凍食品 | イ 都道府県名 ロ 市町村名 ハ 一般に知られている地名 |
| うなぎ加工品 | イ 水域の名称 ロ 水揚げした港の名称 ハ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県の名称 ニ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する市町村の名称 ホ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する地域の名称で一般に知られているもの |
| かつお削りぶし | イ 都道府県名 ロ 一般に知られている地名 |
| おにぎり | おにぎりに使用されているのりについて、次に掲げる事項のいずれか イ 生産した水域の名称 ロ 水揚げした港の名称 ハ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県の名称 ニ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する市町村の名称 ホ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する地域の名称で一般に知られているもの |

(情報提供の方法)

第4条 前2条に規定する情報の提供は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。

- (1) 食品表示基準で定める表示の方法
- (2) 商品ごとに直接に、ラベル等を貼り付け、又は記載する方法
- (3) 商品の陳列棚等に、ラベル等を貼り付け、又はカードを差し込む方法
- (4) 陳列された商品の近くにカード等を下げ、又は置く方法
- (5) 店舗内において消費者に見やすいように一括して掲示する方法
- (6) インターネットを利用する方法
- (7) 消費者からの問合せに個別に応じる方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する方法

(情報提供の特例)

第5条 事業者は、食品の生産、製造、加工又は流通の状況、食品の原材料の性質等に照らし第2条又は第3条に規定する情報を消費者に提供することが困難であると認められる特別の事情があるときは、この基準によらないことができる。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

計画の策定経過

| | |
|-------------------|--|
| 令和3年7月21日 | 第1回山梨県食の安全・安心審議会 (1)「第2次山梨県食の安全・安心推進計画」の推進状況について (2)「第3次やまなし食育推進計画」の推進状況について (3)「第3次山梨県食の安全・安心推進計画」の策定について(案) |
| 10月12日 | 第2回山梨県食の安全・安心審議会 (1)「第3次山梨県食の安全・安心推進計画」の策定について(案) |
| 12月17日 | 第3回山梨県食の安全・安心審議会 (1)「第3次山梨県食の安全・安心推進計画」の策定について(案) |
| 令和4年2月下旬 ～3月上旬 | 県民意見提出制度による意見の募集の実施 |
| 3月 | 山梨県食の安全・安心推進本部 本部会議 (1)「第3次山梨県食の安全・安心推進計画」の策定について |
| 3月 | 「第3次山梨県食の安全・安心推進計画」公表 |

山梨県食の安全・安心審議会委員名簿

(任期：令和2年6月6日～令和4年6月5日)

分野別、敬称略

| 分野 | 氏名 | 所属及び役職 |
|-------|---------|-----------------------------------|
| 消費者 | 田草川 憲男 | (公社)山梨県栄養士会 会長 |
| | 仲澤 早苗 | 山梨県消費生活研究会連絡協議会 顧問 |
| | 剣持 秀次 | 公募 |
| 生産者 | 足達 郁也 | 山梨県農業協同組合中央会 専務理事 |
| | 向山 洋平 | (有)黒富士農場 代表取締役 |
| | 朝比奈 伸也 | 道の駅富士吉田 店長 |
| 事業者 | 長谷川 正一郎 | 長谷川醸造(株) 代表取締役 |
| | 神宮司 健男 | (株)ヤマカ水産 代表取締役社長 |
| | 渡辺 盛男 | (株)いちやまマート 取締役 |
| | 宮下 秋穂 | (株)山梨さえき 販売促進グループ |
| | 小野 曜 | 山梨県パン協同組合 理事長 |
| 学識経験者 | 大島 わかな | 弁護士 |
| | 藤井 まさ子 | 山梨学院大学健康栄養学部 学部長 |
| | 森田 満樹 | (一社)Food Communication Compass 代表 |

◎会長 田草川憲男

○副会長 藤井まさ子

令和4年3月1日現在

用語説明（50 音順）

■ アニマルウェルフェア

家畜の飼育環境に配慮した動物福祉への取り組み。

■ G A P（農業生産工程管理：Good Agricultural Practice）

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

■ 牛トレーサビリティ（法）（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法）

牛海綿状脳症（BSE）のまん延防止措置の的確な実施を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築することを目的とした法律。

＜参考：食品安全委員会用語集＞

■ 牛海綿状脳症（BSE：Bovine Spongiform Encephalopathy）

牛の脳の組織がスポンジ状に変化し、起立不能等の症状を引き起こす中枢神経系の疾病。原因は、プリオンという通常の細胞タンパクが異常化したものが原因物質として有力視されている。昭和 61 年に英国で発生し、日本でも平成 13 年 9 月に BSE の牛が発見され、平成 21 年 12 月まで 36 頭確認された。それ以後、国内では確認されていない。

＜参考：厚生労働省資料＞

■ 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）

不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止し、一般消費者の利益を保護することを目的とする法律。不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示は不当表示として禁止されている。

■ 健康増進法

急速な高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が増大していることから、国民の健康の増進の総合的な推進に関し、基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善を始めとする国民の健康の増進を図るために措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的とした法律。

■ 広域的店舗

複数の県出先機関の管轄に店舗を有する食品販売店等（例：スーパーのチェーン店）をいう。

■ 米トレーサビリティ（法）（米穀等の取引等に係る情報の記録及び

産地情報の伝達に関する法律）

米・米加工品事業者に対し、取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けている。米・米加工品に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とともに、米・米加工品の産地情報の提供を促進し、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とした法律。

■ 残留農薬

農作物等の栽培時に農薬が使用された場合に、農作物等や環境中に残る農薬またはその代謝物をいう。

農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないよう、食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準において食品に残留する農薬等の量の限度（残留基準）が定められている。これを超えるような農薬が残留する食品は、食品衛生上の危害を除去するために必要な範囲で販売禁止等の措置がとられる。

■ G L P（医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施基準：Good Laboratory Practice）

医薬品や食品の安全性を評価する検査や試験が正確かつ適切に行われたことを保証するための基準。安全性評価試験の信頼性を確保するため、試験施設が備えるべき設備、機器、試験の手順等について基準を定めている。

■ 収去検査

食品衛生監視員が、食品衛生法や食品表示法に基づき、食品営業施設等から試験検査のために必要な検体を提供してもらい、規格基準や衛生規範等について検査機関で検査すること。

■ 食鳥検査員

1年間の処理羽数が30万羽を超える食鳥処理場において、疾病及び異常の有無を1羽ごとに検査する食鳥検査の業務や食鳥処理場に対する監視・指導等を行うために、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、都道府県等が指定する獣医師の資格を有する職員。

食鳥検査の業務は、公的機関（都道府県知事又は厚生労働省指定検査機関）で食鳥検査を実施することが、法律で義務づけられている

■ 食品安全110番

食品表示の疑問や食品の安全性に関する相談等、広く県民から情報を受付ける県の電話窓口。違反や事件の疑いがある情報については、関係機関と連携し、立入調査を行う等再発防止に努めている。（直通電話 055-223-1638）

■ 食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、保健所・食肉衛生検査所等において、食品衛生に関する監視・指導を行う公務員で、次のいずれかに該当する者。

- ① 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において所定の課程を修了した者
- ② 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師
- ③ 大学で医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学の課程を修めて卒業した者
- ④ 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する者

■ 食品衛生監視指導計画

都道府県知事等が食品衛生法に基づき、食品の安全性を確保することを目的に定める計画。農林水産物の採取から、食品の製造・加工、販売に至る食品供給行程の各段階において、食中毒等の危害発生状況等を分析・評価し、重点的かつ効率的、効果的な監視指導を実施する。

■食品衛生法

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とした法律。食品、添加物、器具や容器包装の規格基準、表示及び広告等、営業施設の基準、またその検査等について規定している。

＜参考：食品安全委員会用語集＞

■食品関連事業者

肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者。

＜食品安全基本法第8条＞

■食品添加物

食品の製造の過程において使用されるもの、または食品の加工若しくは保存等の目的で添加、混和等の方法により使用されるもの。

食品添加物は、食品とともに人が摂取するものであり、安全性が十分確認されたものであることが必要であるため、食品衛生法に基づき人の健康を損なうおそれのない場合として、厚生労働大臣が定めるもの以外は、原則として使用が認められていない。

■食品等事業者

食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。

＜食品衛生法第3条＞

■食品表示ウォッチャー

日常の買い物の際にいて、食品の表示状況をモニタリングする消費者で、県から委嘱された者。モニタリング状況を定期的に県へ報告し、県は報告をもとに、必要に応じて食品販売店等に対する調査、指導等を行う。

■食品表示合同調査

食品表示に関する主な法令（食品表示法、食品衛生法、健康増進法※、景品表示法）を所管する県の関係部署が合同で食品販売店等において行う食品表示調査。不適正な表示等があった場合は、指導、改善を求めて、表示の適正化に努めている。

■食品表示法

JAS法、食品衛生法及び健康増進法の食品表示に関する規定を統合し、平成27年4月より施行。食品を摂取する際の安全性や消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保を目的とした法律。

■食品ロス

食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。食品廃棄物のうち、可食部分と考えられる食品ロス量は、令和元年度推計で約570万トン、うち事業系（規格外品、売れ残り等）309万トン、家庭系（食べ残し等）261万トンと推計されている。

＜参考：農林水産省及び環境省資料＞

■ 食料自給率

国内の食料消費が、国産でどの程度賄えているかを示す指標。示し方は、単純に重量で計算することができる品目別自給率と、食料全体について共通の「ものさし」で単位を揃えることにより計算する総合食料自給率の2種類がある。このうち、総合食料自給率は、熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースがあり、2つの指標とも長期的に低下傾向で推移している。

＜参考：農林水産省資料＞

■ 飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）

飼料の安全性や品質を確保するため、飼料等の製造や保存方法、使用、表示等の基準・規格について定めている法律。

■ 飼料添加物

家畜や養殖魚用飼料の安全性確保と品質維持のため、①飼料の品質低下を防止する（防かび剤、抗酸化剤等）、②飼料の栄養成分や有効成分を補給する（ビタミン、ミネラル等）、③飼料に含まれる栄養成分の家畜への有効利用を促進する（抗生物質、合成抗菌剤等）ことを目的として用いられる物質。

畜水産食料の生産に重要な役割を果たしており、ヒトの健康を損なうおそれのないよう食品安全委員会でリスク評価が実施されている。また、農林水産省はヒトに有害な畜産物が生産されることを防止するため、飼料添加物について、製造、使用、保存方法、表示の基準や成分規格を定めており、これに適合しないものは飼料に添加できない。

＜参考：食品安全委員会用語集＞

■ 水産用医薬品

水産動物の疾病的診断、治療、予防に使用されることが目的とされるもの（抗生物質、合成抗菌剤、駆虫剤、ビタミン剤、消毒剤、ワクチン）と水産動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的で使用されるもの（麻酔剤）をいう。

■ スクリーニング検査

分析・検査の分野では、迅速に実施可能な検査・手技を用いて対象とする物質や生物等を含む試料を暫定的に選び出すことをいう。スクリーニングの結果は決定的なものではなく、その後の詳細な検査や診断等によって結論が出される。BSE検査におけるエライザ法等がこれに当たる。スクリーニング検査で陽性になったものは更に詳細な検査を行う。

＜参考：食品安全委員会用語集＞

■ 地域店舗

一つの県出先機関の管轄に店舗を有する食品販売店等（例：八百屋、商店等）をいう。

■ T S E（伝達性海綿状脳症：Transmissible Spongiform Encephalopathy）

異常プリオノンによって引き起こされ、脳に特徴的な海綿状変性が認められる疾病の総称。TSEには、牛のBSE（Bovine Spongiform Encephalopathy）、羊や山羊のスクレイビー、人のクロイツフェルト・ヤコブ病等がある。

■動物用医薬品

家畜や養殖魚等の病気の治療や予防のために使用される医薬品のことで、作用別に、抗生素質、合成抗菌剤、寄生虫駆除剤、ホルモン剤、ワクチン等に分けられる。畜水産食料の生産に重要な役割を果たしている。残留基準を超えた動物用医薬品が検出された食品は、販売等が禁止される。また、農林水産省が残留基準を担保するための出荷前の動物用医薬品の使用禁止期間等を定めている。

＜参考：食品安全委員会用語集＞

■特定給食施設

健康増進法に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設のうち、継続的に1回100食以上または1日250食以上の食事を供給する施設。

■と畜検査員

獣医師の資格を持った都道府県職員のこと。と畜場法に基づき、と畜場で処理される獣畜（牛・馬・豚・めん羊・山羊）の疾病等を確認し、食用に適さないものを排除する検査を行う。

■農薬管理指導士

防除業、造園業、ゴルフ場の農薬管理責任等の業務に従事する者で、県が行う認定研修を受講し、認定された者。

■農薬危害防止運動

農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺の配慮を徹底し、農薬の不適切な取り扱いやそれに伴う事故を未然に防止することを目的として、国や地方公共団体が啓発等を実施する運動。毎年6月から9月に実施している。

■農薬適正使用アドバイザー

農薬販売、農業団体の営農指導等の業務に従事する者や、指導農業士等指導的立場にある農業者等で、県が行う認定研修を受講し、認定された者。

■H A C C P （ハサップ）

食品の衛生管理システムの一つ。「危害要因分析重要管理点」ともいう。原材料の受入れから最終製品までの食品の製造・加工の各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の危害要因をあらかじめ分析（HA : Hazard Analysis : 危害要因分析）してリストアップし、危害の防止につながる特に重要な工程（CCP : Critical Control Point : 重要管理点）を継続的に監視・記録するシステム。問題のある製品の生産や出荷を未然に防止し、最終製品の安全性の向上を図ることが可能となる。 ＜参考：食品安全委員会用語集＞

■標準監視回数

食品等事業者の業種（施設）毎に、製造、調理、流通、販売される食品の流通の広域性、規模、取り扱う食品の特殊性、過去に食中毒を起こした施設や食品の規格基準違反のあった製造施設等監視の重要度の高い順にA～Eの5ランクに分類し、ランクごとに定めた年間の監視頻度（監視回数）。

■ 4パーセント・イニシアチブ

世界の土壤(30~40cm)の炭素量を毎年0.4%(4パーセント)増やすことができれば、大気のCO₂の增加分を相殺し、温暖化を抑制できるという考え方に基づく国際的な取り組み。山梨県は日本の都道府県ではじめて参加し、果樹園の土壤に炭素を貯留することで二酸化炭素の濃度を低減する取り組みを進めている。

■ 放射性物質

放射線を出す能力(放射能)を持つ物質のこと。カリウム40、セシウム134と137、ストロンチウム89と90、プルトニウム239と240等。

〈参考：食品安全委員会用語集〉

■ やまなし食育推進応援団

県民の日々の生活における食育の実践活動を推進するため、健康に配慮した商品やメニューの提供、食生活の改善や適切な食の選択に役立つ情報提供を行う等、食育推進に積極的に取り組む事業所や運動に協力する県に登録された事業所等。

■ 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本として、環境への負荷をできる限り低減する農業生産の方法。

■ リスクコミュニケーション

消費者、生産者、事業者、流通、小売等の関係者、行政等で必要な情報を共有し、理解を深め、それぞれの立場から相互に意見交換を行うこと。

食の安全・安心に関する窓口

| 所 属 | 住 所 | 電話番号 | FAX | 備 考 |
|----------------------------|-----------------------|--------------|--------------|-------------------------------------|
| 県民安全協働課 | 甲府市丸の内1丁目6-1 | 055-223-1588 | 055-223-1320 | 食品表示法、景品表示法、山梨県食の安全・安心推進条例など |
| 子育て政策課 | 〃 | 055-223-1456 | 055-223-1475 | 保育所関係職員の研修など |
| 衛生薬務課 | 〃 | 055-223-1488 | 055-223-1492 | 食品衛生法、食品表示法など |
| 健康増進課 | 〃 | 055-223-1493 | 055-223-1499 | 健康増進法など |
| 自然共生推進課 | 〃 | 055-223-1520 | 055-223-1781 | 自然環境保全対策、野生鳥獣保護など |
| 林業振興課 | 〃 | 055-223-1648 | 055-223-1679 | 特用林産物の生産振興など |
| 観光振興課 | 〃 | 055-223-1557 | 055-223-1438 | 県産品の販売拡大、観光推進など |
| 農政総務課 | 〃 | 055-223-1581 | 055-223-1585 | 農業施策の総合調整など |
| 販売・輸出支援課 | 〃 | 055-223-1602 | 055-223-1599 | 農産物認証制度など |
| 農業技術課 | 〃 | 055-223-1616 | 055-223-1622 | 農薬取締法、環境保全型農業、県産農畜水産物の放射性物質検査(窓口)など |
| 果樹・6次産業振興課 | 〃 | 055-223-1600 | 055-223-1599 | 地産地消、農産物認証制度など |
| 畜産課 | 〃 | 055-223-1605 | 055-223-1609 | 飼料安全法、家畜の生産振興、物流・販路拡大など |
| 食糧花き水産課 | 〃 | 055-223-1610 | 055-223-1609 | 食糧法、水産養殖業関係など |
| 保健体育課 | 〃 | 055-223-1783 | 055-223-1718 | 学校給食の指導、学校給食の食材に対する放射性物質調査(窓口)など |
| 県民生活センター | 甲府市飯田1丁目1-20 | 055-223-1571 | 055-223-1368 | 消費生活相談 |
| 中北保健福祉事務所 (中北保健所) | 韮崎市本町4丁目2-4 | 0551-23-3071 | 0551-23-3075 | 食品衛生法、食品表示法、自主回収報告関係など |
| 峡東保健福祉事務所 (峡東保健所) | 山梨市下井尻126-1 | 0553-20-2751 | 0553-20-2754 | 〃 |
| 峡南保健福祉事務所 (峡南保健所) | 南巨摩郡富士川町歟沢 771-2 | 0556-22-8151 | 0556-22-8159 | 〃 |
| 富士・東部保健福祉事務所 (富士・東部保健所) | 富士吉田市上吉田 1丁目2-5 | 0555-24-9033 | 0555-24-9041 | 〃 |
| 衛生環境研究所 | 甲府市富士見1丁目7-31 | 055-253-6721 | 055-253-5637 | 食品中の残留農薬・食品成分医薬品に係る試験調査及び調査研究など |
| 食肉衛生検査所 | 笛吹市石和町唐柏1028 | 055-262-6121 | 055-263-9528 | と畜・食鳥検査、と畜場・食鳥処理場に係る監視指導など |
| 森林総合研究所 | 南巨摩郡富士川町最勝寺 2290-1 | 0556-22-8001 | 0556-22-8002 | 特用林産物の試験研究など |
| 計量検定所 | 笛吹市石和町広瀬785 | 055-261-9130 | 055-261-9132 | 計量法(食品表示) |
| 中北農務事務所 | 韮崎市本町4丁目2-4 | 0551-23-3078 | 0551-23-3080 | 食品表示法、地産地消など |
| 峡東農務事務所 | 甲州市塩山上塩後1239-1 | 0553-20-2829 | 0553-20-2709 | 〃 |
| 峡南農務事務所 | 西八代郡市川三郷町高田 111-1 | 055-240-4114 | 055-240-4117 | 〃 |
| 富士・東部農務事務所 | 都留市田原2丁目13-43 | 0554-45-7830 | 0554-45-7833 | 〃 |
| 東部家畜保健衛生所 | 笛吹市石和町唐柏1000-1 | 055-262-3166 | 055-262-3108 | 家畜伝染病の発生予防・まん延防止、動物薬事、家畜衛生など |
| 西部家畜保健衛生所 | 韮崎市本町3丁目5-24 | 0551-22-0771 | 0551-22-6728 | 〃 |
| 関東農政局山梨支局 | 甲府市丸の内1丁目1-18 | 055-254-6012 | 055-254-6058 | 食品表示法、有機JAS、牛トレーサビリティ法、米トレーサビリティ法など |

令和4年3月1日現在

山梨県食品安全110番 055-223-1638